

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

令和2年11月13日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

11月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第1号所管分の審査-----	2
質疑（増永和起委員、水谷毅委員、福住礼子委員）	
認定第6号の審査-----	57
質疑（光好博幸委員、増永和起委員）	
認定第4号の審査-----	59
質疑（香川良平委員、光好博幸委員）	
散会の宣告-----	72

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和2年11月13日(金) 午前10時 開会  
午後4時33分 散会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 渡辺慎吾 副委員長 福住礼子 委員 水谷 毅  
委員 増永和起 委員 香川良平 委員 光好博幸

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のために出席した者

副市長 奥村良夫  
生活環境部長 松方和彦 同部参事兼自治振興課長 丹羽和人  
同部参事兼産業振興課長 吉田量治 同部参事兼環境業務課長 安田信吾  
市民課長 千葉郁子 文化スポーツ課長 松本泰洋  
農業委員会事務局長 辻 稔秀 環境政策課長 山本和憲  
環境センター長 三浦佳明  
保健福祉部長 野村眞二 同部理事 平井貴志  
同部参事兼保健福祉課長 荒井陽子 生活支援課長 山下 聰  
高齢介護課長 真鍋 伸也 障害福祉課長 飯野祐介  
国保年金課長 森崎孝弘

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局書記 織田裕太

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号 令和元年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第6号 令和元年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出  
決算認定の件  
認定第4号 令和元年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会署名委員は、水谷委員を指名します。

質疑に入る前に、理事者から発言の申出がありますので許可します。

松方生活環境部長。

○松方生活環境部長 先日、光好委員からの質問に関連しまして、委員長のほうからお問いを頂いた分についてのご答弁をさせていただきますと思います。

個人番号カードの再発行についての件でございまして、個人番号カードの手続につきましては、地方公共団体情報システム機構法に基づきました法人としまして、地方公共団体情報システム機構がシステム操作手引書を作成し、それに基づいて全国の市町村がマイナンバーカードの事務を行っているところでございます。

今回の本市の事例につきましては、機構から市民へ交付する個人番号カードが摂津市に届いた後に、摂津市が紛失したものであり、その際の操作手順としましては再発行、もしくは交付取りやめというような二つの処理がございます。

交付取りやめを選択いたしますと、本人からの申出により個人番号カードの申請自体を取り消すこととなりますことから、これは該当いたしません。それで本件につきましては再発行処理をし、紛失の疑いがある個人番号カードの無効化を図ったものでございます。

それで再発行処理に関しましては、当該システム操作手引書に従い、その事由といたしまして市町村到着後の紛失、具体的な内容としましては市町村での保管時のカード紛失、このフローに基づき処理をした

ものでございまして、システム操作手順書には個人番号カード交付前であることから、当該本人への同意を得ることは規定されておりました。しかしながら、ないからといたしまして、今回のこの件につきましては報告等、多々遅れた点もございまして、今後はこういった事例があった場合については、内規を定めて速やかに対応する手続をつくっておきたいと思っております。

また市民の方のマイナンバーカードは厳重な保管を現在もしておりますけれども、保管庫を設け保管には鍵をしっかりとかけ、また課内の金庫に入れる、それから触る者についても特定の職員を決め使用前、使用後には枚数を確実に、件数を数え、システム機構のほうから届いた枚数についても数をカウントし、最終合計が合うところまでやって、その日の業務を終了させるということを現在も徹底させておりますけれども、今後も厳しくカードの重さを感じながら、担当課については事務をさせるべく進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わりましたけど、先ほどちょっと事前にこの話を、この前に質問者の光好委員とともに話をしました。

結局、管轄が違っても還付金の問題もそうですけど、やっぱり議会に対しての報告と、当事者に対しての市民に対しての報告がやっぱり怠っていたということに、非常に私も問題視してますので、その点はしっかりと、保管に関しての、ものに対しての対応のルールは説明があったとおりですけど、あまりにも議会に対しての報告が遅れたということに私は非常に腹立たしく思っています。

そういう面では、これもルールづくりをしっかりとやってもらうという形をぜひとも取ってもらいたいということで強く要望しましたので、委員の皆さんにもその辺のことをしっかりと認識していただきたいと、理解していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

それでは、先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員　それでは、決算概要に基づいて質問いたします。途中で一つだけ決算書でやるところもありますが、よろしくお願ひいたします。

質問番号1番、決算概要56ページ、コミュニティセンター管理事業、自治振興課の所管です。

別府のコミュニティセンター、別府コミセンと私たちは呼んでいますけれども、この稼働率と使用料、登録クラブの減免制度の推移についてお尋ねします。

質問番号2番、決算概要62ページ、住基事務事業、市民課の管轄です。

住民基本台帳法は2006年の改正により、住民基本台帳の情報は原則非公開とされています。

情報公開できる者も本人、家族、そして国や地方公共団体、また公益性の高い調査のため等に限られ、方法は閲覧であり、市町村は閲覧した者を公表することも定められています。

2019年度に閲覧を認めた件数が事務報告書111ページに掲載されていますが、自衛隊への情報提供はこの中に含まれているのか。そうでないならどのような方法で、どのような対象者を何人情報提供

したのか。またその法的根拠は何かをお答えください。

質問番号3番、決算概要64ページ、個人番号カード交付事業、市民課です。

香川委員、光好委員からも質問がありました。今朝もこの話が出ていました。マイナンバーカード事業は少ない職員、少ない設備、さらに新型コロナウイルス感染症の対策と大変だと思ひます。

紛失の問題についてお聞きしますが、摂津市の今の対応は今後も含めて答弁がありましたし、謝罪もありました。私からはマイナンバーカードの紛失や盗難、漏えいなど様々な問題が起きたときの連絡や、指導についての体制をお聞きしたいと思ひています。

紛失が発生したときに、大阪府に連絡をしておかなくてはいけなかったのに漏れていたという話を新聞で知った形になっています。

紛失があったときはどのような対応をするということは、決まっていらないのでしょうか。そういう体系的な報告、どこへ報告するかとか、どういった内容を報告するかとか、どういう手だてを取るかということについて、きちんとした定めがあるものなのか教えていただきたいと思ひます。

質問番号4番、決算概要74ページ、生活困窮者自立支援事業、これは生活支援課です。

前回の委員会で様々な相談があるということが分かりました。新型コロナウイルス感染症で住宅確保給付金の申請もふえているということでした。生活資金に困っている人に緊急小口資金や総合支援金を紹介するというのも困窮者自立支援の窓口ではあると思ひます。

この緊急小口資金総合支援金の申請交

付件数を教えてください。2019年度の方と、現在の分も分かれば教えていただきたいと思います。

また総合支援金について、新たに生活困窮者自立支援の役割ができていると聞きましたが、それについても教えてください。

質問番号5番です。決算概要90ページ、生活保護事業、生活支援課です。

令和元年度生活保護の申請件数は消費税も増税しましたし、また新型コロナウイルス感染症の影響もあります、たくさんふえているのではないかなと心配しております。教えてください。また今後の見通しはどうなっていくかということについても教えていただきたいと思います。

質問番号6番、決算概要76ページです。

高齢者移送サービス委託料、高齢介護課です。

これはいろいろとほかの委員からもご質問もありました。要望だけにしておきたいと思います。

車椅子の人だけでなく、高齢者の足の確保、これは市長の公約でもありましたので、ぜひこれは前進を図っていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問番号7番、高齢者民間賃貸住宅家賃助成費、同じく高齢介護課です。

事務報告書を見ると利用件数は昨年と同数ということになっていますが、新規の利用はあったのかどうか、過去の利用件数の推移も教えてください。

この制度は家賃の補助ということで大変喜ばれる制度だと思いますけれども、利用促進にどういうことをしているのか、これについてもお答えください。

質問番号8番、決算概要80ページです。障害福祉サービス費等給付費、障害福祉

課です。

65歳になったら介護サービス優先原則というのがあります。それまで障害サービスを受けていた方が介護サービスに移行することで、今まで受けていたサービスが使えなくなったり、サービスの量が減らされたりする問題があると思います。また介護サービスに移行すると1割の利用料が発生してしまいます。いわゆる65歳問題です。

摂津市はこの問題にどのように対応しているのか。また65歳を過ぎても介護サービスではなく障害福祉サービスを使いたいと希望する人は、2019年度はいらっしゃったのでしょうか。もしいたらどんな対応をしたのか、いなければ今後要望があったらどう対応するのか、このことについてお尋ねいたします。

質問番号9番です。82ページ。

軽度難聴児補聴器購入費助成事業、障害福祉課です。

この事業の内容と現状についてお尋ねします。

質問番号10番、決算概要82ページです。

相談支援事業委託料、これも障害福祉課のほうです。

障害者総合支援センター、学園町にあるセンターですけれども、ここで行っている相談事業について、2019年度は何件あったのか、どのような内容だったのかについてお尋ねします。

質問番号11番、歯科健康診査事業、保健福祉課です。

高齢者訪問歯科健診について、その内容、費用、条件、受診者数を教えてください。

続いて質問番号12番です。決算概要96ページ。

大気水質等調査事業、環境政策課です。

香川委員の質問でもありました、いわゆるPFOAです。非常に長い名前ですが、ペルフルオロオクタン酸というそうなのですが、これについてです。

私たちがこの問題を知ったのは本年度になってからでしたが、実は摂津市はずっと以前から高濃度のPFOA汚染については認識し、2019年12月にも大阪府と摂津市とダイキン工業によるPFOAについての対策会議を行っていたようです。

この対策会議はどのような目的で、いつ行っているものか。摂津市はどのような立場で何をするためにその会議に参加しているのか。担当者は誰か、部署名でいいです、役割名でいいです。その会議の内容は資料として残っているのかお答えください。

またPFOAは2019年7月に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法とありますが、その第一種特定化学物質に指定することが適当であると判断され、この12月から1月にも指定される予定だと聞いております。

環境省のこの化審法の資料によりますと、第二種特定化学物質は、人、健康、影響、生態影響のリスクがあると書かれています。ところが第一種になると難分解、高蓄積、人への長期毒性、または高次捕食動物への長期毒性ありと書かれています。

それから第二種の場合は環境中への放出を抑制と書かれてありますが、第一種に指定されると環境中への放出を回避、してはいけないと書いてあります。

第一種は製造、輸入が原則禁止、政令指定製品の輸入も禁止、回収等措置命令が出ることもあると書かれています。

大変この化審法の中でも一番危険な物質ということで位置づけられるということです。

前回、香川委員への答弁で、摂津市の役割が問われました。

摂津市は水質管理目標値を超える水、これは飲用に使用しないように指導することだと言われましたが、井戸水さえ飲まなければ健康被害はない。暴露源は飲料水だけだとの認識でしょうか、お答えください。

続きまして、質問番号13番、これは決算書の62ページです。

雑入の中に大阪湾圏域広域廃棄物事業返還金というのがあります。環境業務課ということです。

この中身を教えてください。それからごみの処分に係るものだと思うんですけども、広域化になると摂津市は茨木市にこういった最終処分の分を払うのでしょうか、それともまた違う方法になるのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

続きまして、質問番号14番です。決算概要に戻って106ページです。

労働相談事業、産業振興課にお尋ねします。

雇用調整助成金だとか休業補償給付金とか、様々な働く人の制度ができていますけれども、新型コロナウイルス感染症のために働けなかった人への制度はあるが、実際には活用できてないという、そういう状況があります。また非正規や派遣などの人々は、職を失っても補償が何もない、そういう場合もあります。

2019年度の労働相談の件数、内容はどうかお答えください。

質問番号15番、決算概要の106ページです。

中小企業金融対策事業、産業振興課です。

前回でもいろいろと質問がありました。その中で設備資金の申請が減っているというお話だったと思います。どういう状況なのか認識を伺いたしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の融資も始まり、融資の申請状況も変わっていると思いますが、他の制度との関係もあるのか、運転資金のほうについても状況をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

最後の質問になります。決算概要の108ページです。

企業立地等促進事業、産業振興課です。

毎回このことについては聞いているのですけれども、過去の実績、それから今年度の見込み、これも含めて大企業と中小企業に分けて件数、交付金、割合を教えてくださいたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 それでは、質問番号1番、決算概要56ページ、コミュニティセンター管理事業に関しまして、別府コミュニティセンターの稼働率、使用料、登録団体の減免の経過措置についてご説明させていただきます。

稼働率につきましては、令和元年度は25%となっております。

使用料の決算額につきましては、令和元年度は195万7,765円となっております。平成30年度は186万5,440円で、比較いたしますと9万2,325円、約5%の増加となっております。

コミュニティセンターも新型コロナウイルス感染症の影響で、3月9日から貸館業務を停止したことにより、令和元年3月は使用件数222件、使用料22万9,320円でしたが、令和2年3月では使用件数22件、使用料はマイナス5万

5,755円になっており、使用料減の要因となっているところでございます。

登録団体に対します経過措置使用料につきましては、別府公民館をご使用いただいております登録団体の皆様に対し、公民館の使用料からコミュニティセンターの使用料への移行の経過措置が設けられており、令和元年度は5割減免となつてご利用いただいております。

○渡辺慎吾委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 市民課に関わります二つのご質問にお答えします。

質問番号2番、自衛隊の募集に関わる閲覧が、事務報告書111ページ、住民基本台帳閲覧状況の住民票閲覧に含まれているかどうかというご質問にまずお答えいたします。

事務報告書111ページの住民票閲覧には、自衛隊の閲覧は含まれておりません。

続きまして、どのような方法で閲覧を提供しているかということですのでけれども、紙媒体により名簿を提供しております。

続きまして、対象者と人数についてですけれども、令和元年度につきましては出生の年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日までの男子及び女子823人です。

続きまして、そちらの名簿提供の法的根拠でございますけれども、摂津市個人情報保護条例第9条第1項第2号でございます。それと自衛隊法施行令第120条でございます。

続きまして、質問番号3番、個人番号カードに関わります質問にお答えします。

先ほどのお問いで、連絡とか指導の体制でどのような対応をするかということですのでけれども、こちらにつきましては総務省、窓口としましては大阪府市町村課になり



ます。

こちらにつきまして、個人情報への漏えいや不正、不適切な取り扱い等に該当する事案、もしくは該当する可能性がある事案につきましては、報告対象緊急事案として大阪府に報告する必要があります。

マイナンバーカード紛失事案につきましては報告対象として取り扱うため、紛失の疑いがあった際に直ちに大阪府に報告する必要があります。

報告事項につきましては、団体名や発生日時、緊急事案に関する経緯、発生原因等の概要、報道発表予定の有無、再発防止策などを報告する必要があります。

新聞報道のとおり大阪府におきましては、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため動画配信による視聴でしたが、毎年府内市町村担当者を対象に会議が開催されておりました。

摂津市におきましても会議には参加しておりましたが、本事例に関しまして報告する必要があることが認識できておりませんでした。

申し訳ございません。補足ですけれども、令和2年8月25日に大阪府からの指摘により、翌26日に報告対象緊急事案として報告させていただきましたこととお伝えします。報告が遅くなってしまい大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号4番、緊急小口資金と総合支援資金の状況について、保健福祉課からお答えいたします。

社会福祉協議会が行っております緊急小口資金と総合支援資金の状況につきましては、緊急小口資金が令和元年度の相談件数88件、申請件数13件、令和2年度

は10月末現在でございますけれども、相談件数が1,986件、申請件数が600件でございます。

総合支援資金につきましては、令和元年度の相談件数が4件、申請件数は0件、令和2年度10月末現在の相談件数が1,213件、申請件数が518件となっております。

○渡辺慎吾委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、同じく質問番号4番、総合支援資金の特例貸付と生活困窮者自立支援機関の関わりにつきましてご答弁申し上げます。

まず総合支援資金と申しますのは、低所得世帯であって収入の減少とか失業により生計維持が困難となっている世帯の方に対しまして、生活の立て直しのための貸付資金でございます。

貸付期間は原則3か月以内となっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済状況等を考慮いたしまして、特例的に貸付期間をもう3か月延長されているところでございます。

ただし延長貸付につきましては、借受人の方が生活困窮者自立支援機関による支援を受けることを同意された上で、支援を継続的に受けるということが延長貸付の条件となっておりますので、生活困窮者自立支援機関と社会福祉協議会が連携いたしまして、切れ目のない連続的な支援を実施しているところでございます。

続きまして、質問番号5番、決算概要90ページ、生活保護事業に関わりましてご質問です。

令和元年度生活保護申請件数とコロナ禍におけます今後の保護の見通しにつきましてご答弁申し上げます。

まず令和元年度の生活保護年間申請件

数は139件、月平均に換算いたしますと約12件というところでございます。

次に、コロナ禍におけます今後の保護の見通しについてということですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、4月の緊急事態宣言発令以降の生活保護申請件数を申しますと、4月が13件、5月20件、6月13件、7月16件です。

先ほど申しました令和元年度の年間平均申請件数を上回っている状況でございます。ということで、感染拡大に伴いまして保護の申請件数も比例的に増加することとは十分予想されることとございますので、今後の感染拡大状況を注視しているところでございます。

また併せまして、令和元年度の平均高齢者被保護世帯数は696世帯でございます。保護受給世帯全体の約59.3%を占めております。

これは平成30年度の平均高齢者被保護世帯数の663世帯と比較しまして、約5.0%の増加となっております。

高齢化が進んでいる状況に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響でお仕事を失われた高齢者の方もふえていることから、高齢者の生活保護受給世帯数の増加というのは今後も続くものと予想されております。それに伴いまして全体の受給率も上昇するのではないかという見込みを立てております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号7番、高齢介護課でございます。

高齢者日常生活支援事業、高齢者民間賃貸住宅家賃助成でございます。

この助成制度につきましては、高齢者の住宅支援を目的に、民間の賃貸住宅に居住

する高齢者世帯に対して家賃の一部を助成する事業でございます。

1か月につき家賃が5万円以下の世帯に対しまして、1か月1万円を限度として家賃額の3分の1を助成しており、市民税非課税世帯には助成額に1,000円を上乗せしております。

利用件数でございますが、令和元年度の件数が263件でございます。平成30年度も263件でございましたが、新規件数が平成30年度より18件多い46件でございました。

これは廃止になった方などもおられますので、結果として同じ263件となったものでございます。

過去の助成件数ですが、平成30年度が263件、平成29年度が260件、平成28年度は252件、平成27年度が239件ですので、微増傾向ということとございます。

利用促進でございますが、高齢者のための福祉サービスをまとめた冊子がございますけれども、これに掲載させていただきまして、ほかには高齢介護課の窓口等での配架、市民への配布、ホームページへの掲載などを行っております。

またケアマネジャーや民生委員、ライフサポーターなど、高齢者を支援する関係者の方に配付させていただきまして、日々の活動の中で市民への周知、利用促進を図っていただくということで依頼させていただいております。

令和元年度の利用促進の取り組みといたしましては、7月に広報誌で制度の利用促進、周知をさせていただきました。

新規申請者が昨年度より18人増加したことは、広報誌への掲載によることが大きいということで考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 障害福祉課に係る3点のご質問にお答えいたします。

まず1点目、質問番号8、いわゆる65歳問題、障害福祉サービスを利用されていた方が65歳になられた場合の対応でございますが、本市では現在、障害福祉サービスを受けておられるほぼ全ての方のサービス等利用計画を相談支援員が作成しており、65歳になるサービス利用者に対しては、相談支援員から丁寧な説明を行っているところでございます。

障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険サービスにある場合でも、現在約30人の方が障害福祉サービスを利用されております。

続きまして、質問番号9、軽度難聴児補聴器購入費助成事業の制度内容と実績でございます。

同事業につきましては、身体障害者手帳の交付対象にならない軽度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成するものでございます。

令和元年度は二人に対し計11万1,800円を支給いたしました。

最後に3点目、質問番号10、地域生活支援事業、相談支援事業委託料に関し、摂津市障害者総合相談支援センターウィングにおける相談件数、相談内容についてでございます。

令和元年度の相談件数は3,187件で、前年より約150件増加しております。相談はここ数年増加傾向にあり、今後も増加していくものと考えております。

相談内容といたしましては福祉サービスの利用に関するものが最も多く、1,202件で全体の37.7%、次に多いのは

不安の解消、情緒安定に関するもので461件、14.5%、続いて健康・医療に関することが422件、13.2%となっております。この三つの内容で全体のほぼ3分の2を占めている状況でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号11番、歯科健康診査事業の高齢者訪問歯科健診についてのご質問にお答えいたします。

高齢者訪問歯科健診は、おおむね60歳以上の寝たきりや、虚弱で歯科医院へ通院することが困難な高齢者の家庭を歯科医師が訪問し、無料で歯科健診を行うものです。実施回数は、対象者一人につき年度内1回でございます。

健診内容は問診、歯周疾患等、口腔内の状態、歯科治療の必要性の有無の確認などでございます。

令和元年度の利用状況は、歯科医師による訪問健診が31人、歯科衛生士による指導が一人となっております。

○渡辺慎吾委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 PFOAに関しまして何点かご質問いただいておりますのでご答弁申し上げます。

まず会議の件でございます。PFOA連絡会議ということで大阪府が設置されて、PFOA対策連絡会議ということで大阪府が主宰でございます。

主宰の幸は人の上に立つ、イベントを開催する主催ではなく、やはり大阪府が中心になって物事を進められるという意味合いの、主宰は大阪府ということになっております。

その目的としては、設置要綱等々は大阪府に確認いたしました。つくってはおりませんが、資料等をひもときますと、情

報交換、情報共有等、環境水等の濃度調査を効率的に進めていくことを目的に、大阪府が先ほど申しあげました主宰される会議でございます。

大阪府の取り組み、役割といたしましては、PFOAの河川調査の関係、事業者等々からアドバイスを求められた場合の支援でございます。

摂津市の役割といたしましては、大阪府が実施されます調査の支援を行う。それで大阪府が地元摂津市に入られて調整する際にも、調整役として間に入る場合は入ったり、摂津市庁内での関係課との調整をするということが役割となっております。

それで委員からもございました、昨年12月に開催はしております。12月25日の水曜日ということでございます。本市からの出席者は担当課長と担当副主査の2名で出席いたしているところでございます。

それとその物質のリスク等々について、これも国が出している書類を我々がひもとくというような、今の状況でございますが、いろいろなところで今回は暫定的な目標値という、暫定的という言葉が入っておりますので、そのことの意味合いも含めて、人体に対する影響については我々、国の通知文等々をひもといたときになど、そういうところは今後の治験を集めるということになっておりますので、委員からおっしゃられましたように、物質のランクといたしますが、変更になったことは承知いたしておりますけれども、やはり健康被害、人体への影響等々につきましては、国がこれから治験を集めるというような状況でございますので、我々としてはその国の動きを注視していきたいと思っております。

その関係でPFOA自体、体に水以外は

入らないのかということでございますが、今回は50という数値を国のほうが、暫定でございますけれども目標値ということで定められました。その50を決められた資料をひもといていきますと、それ以外からも入るようなことは読み取れるんですけども、何から入るのかというのは一切、我々も今の手元資料には入っておりません。

だから50を決める際に当たっても、環境省が一定の方程式をお決めになりました、その試算を基にして50ということをお決めになられたということでございますので、現在我々が担当として理解いたしておりますのが、飲用水の水環境における暫定的な目標値であるということということで理解しておりますので、よろしくお願いたします。

○渡辺慎吾委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、質問番号13番、環境業務課歳入であります大阪湾圏域広域廃棄物事業返還金の内容についてのご質問にお答えさせていただきます。

こちらは大阪湾圏域広域廃棄物処理場であります、大阪湾フェニックスセンターの受入れや整備に係ります事業費の返還金で、今回は大阪湾フェニックスセンターの基本計画の変更に伴いまして、広域処分受入れ計画量の再計算が行われ、過年度に負担しました本市の事業費について差額の調整が行われたものでございます。

次に、茨木市との広域処理後の扱いでございますが、焼却後の最終処分の埋立てに係る大阪湾フェニックスセンターの負担につきましては、今後また事前の調整は必要となりますが、基本的には本市から直接大阪湾フェニックスセンターに支払う形

となります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、産業振興課に係ります3点のご質問についてお答えさせていただきます。

質問番号14番、労働相談の相談内容や件数についてでございますが、決算概要106ページです。

令和元年度は、相談件数は13件で、主な内容でございますが、有給休暇の取り扱いや雇用保険、賃金未払い、退職勧奨、残業手当、労災などの相談がございました。

続きまして、質問番号15番、中小企業金融対策事業について、運転資金とか設備投資に関してと、あと新型コロナウイルス感染症に関しての影響はどうかというご質問でございますが、令和元年度の融資の決定件数でございますが、30件融資決定しておりまして、そのうち運転資金のほうは27件で、設備投資は3件という状況でございました。

令和2年度、今年度10月末の時点でございますが、現在のところ融資決定のほうは6件という状況で、運転資金は3件、設備投資は3件というような状況になっております。

この運転資金の利用の減少の主な原因については、3月から新型コロナウイルス感染症対策のためのセーフティネット保証や、危機関連の保証の融資の制度が利用できるということで、運転資金の利用がご希望の方は、そちらのほうの利用に至ったのではないかと考えておる状況でございます。

質問番号16番、決算概要108ページの企業立地促進事業の過去からの大企業、中小企業、奨励金とその比率というご質問

でございます。

企業立地促進事業は、平成24年度からということでございますので、ちょっと細かくなりますが、平成24年度からの数字をお答えさせていただきます。

平成24年度は大企業が3社ということで、金額のほうは1,364万588円で、大企業3社のみでしたら100%ということになっております。

平成25年度は大企業が6社、中小企業が5社ということで、金額は大企業が3,337万9,430円で、比率は65.9%、中小企業は1,726万7,275円で、34.1%でございます。

平成26年度は大企業が7社、3,444万5,283円で、比率のほうは59.6%、中小企業は10社で2,331万7,998円で、比率は40.4%でございました。

平成27年度でございますが、大企業は8社で、6,843万491円で、比率は82.9%、中小企業は12社で、金額は1,408万8,283円で、17.1%、平成28年度は大企業は9社で、1億4,885万7,990円で、比率が86%、中小企業は16社で、2,427万6,078円で14%になっております。

平成29年度は、大企業は10社で、金額は1億6,643万5,600円、比率は87.9%でございます。中小企業は16社で、2,281万2,978円で、比率は12.1%、平成30年度は、大企業は10社で、金額は1億7,288万967円で、比率は93.7%、中小企業は14社で、1,160万2,412円で、比率は6.3%、令和元年度に関しましては、大企業は9社で1億6,755万5,268円で、比率は94.8%、中小企業は1

2社で911万4,110円で、比率は5,2%という状況でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず別府のコミュニティセンター、質問番号1番です。

稼働率が25%ということですが、それで使用料の収入のほうは少し上がっているのかなというようにお話でしたけれども、登録クラブの費用が、当時の別府公民館でやっていたときと比べて毎年どんどん上がっていったという状況があります。料金が大変高いと、登録クラブだけではないですけども、そういうお声を聞いています。

前回、研究室というのを一応例にしてお話を聞いたわけですけども、平成28年にはその登録クラブは激変緩和ということで、220円が午前中に借りた使用料だったわけです。

ところがどんどん上がっていった、今回のこの決算のところですが、2019年度は750円まで引き上がっている。それで今年度になると900円ということで、非常に金額が上がっているということで、活動が難しくなっているというお声を聞いております。

アンケートを別府コミュニティセンターは施設利用者から取っておられます。これを見ましても、やはり使用料が高過ぎる、何とか下げてほしいというようにお声がたくさん書かれているというのを読みました。

中には、これは使っておられる方の声ですけども、使っておられない方からも私はお声を聞いているんですけども、別府のコミセンは非常にお金が高いので、ちょ

っと遠いんだけど安威川公民館とか、それから味生公民館まで行ってそこを利用しているんだと、こういうお話も聞いているんです。

稼働率を上げるためにどんなことをしてはるのかということと、それでこの使用料を下げるというようなことについてはどんなお考えなのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、質問番号2番、住民基本台帳事務事業です。

先ほどご紹介しましたように、原則非公開とされている住民基本台帳の情報、これは住民基本台帳法でちゃんと決められている閲覧ということになっているんですが、この中に自衛隊は含まずに、自衛隊だけには名簿をつくって、それを提供しているということのお答えでした。

自衛隊がこれを何で、自衛隊法施行令第120条で名簿を出してほしいということかと、自衛隊の募集のためです。ダイレクトメールを出したりとか、そういうことをしたいので、こういう名簿を提供してくれという。この法律の第120条、自衛隊の資料を求めることができるというのは確かにございます。

しかし、そうしたら自治体に資料を出さねばならないという義務があるのかということですが、これは義務はございません。

住民基本台帳法があるのに、それに基づかない方法で住民基本台帳の情報を自衛隊に提供している。わざわざ名簿まで作成してというのは、これは本当に問題のある行為なのではないかなと思っているわけです。

今、答弁の中で摂津市の個人情報保護条例というのを出示されました。しかし個人情

報保護条例は個人情報全体についての条例であります。しかしその中でも住民基本台帳というのは、さらに法律がつくられて大切な情報だから、これはこの法律に基づいて守りなさいというのが法の解釈としてすべきことではないでしょうか。

自衛隊にだけは特別扱いで、法の定めと違うことをしている。これはおかしくないですか。しかも根拠にされた自衛隊法第97条も法定事務ですというのがあるんですけど、それで施行令第120条は今言ったように求めることができるというだけのものであります。

このことについて国会で議論されたという経緯があります。第156回国会、2003年4月23日、個人情報の保護に関する特別委員会というのが開かれました。当時は石破防衛庁長官が何度も答えておられます。

「私どもは依頼いたします。受けていただけの場合もあります。そんなものは全然提供しない、委員のご指摘のように閲覧でやってくれ、でも混雑する時間は避けてくれ、私どもはもちろん、市民の方々のご迷惑にならないようにということも同時に考えております。私どもは協力をお願いする立場であり、協力しないとわれましても、それはもう本当に、さようでございますかというのが立場であります。」

これは国会でちゃんと防衛庁長官が言っているんですよ。あくまでお願い、閲覧でしてくれと言われたら、そうしますと言っているわけですから。だからこそ全国の市町村は閲覧が多数派で、名簿を提供しているのは全体の35%、この間、様々な議論が起きまして、神奈川県葉山町のように、今まで提供していたけど閲覧に戻したという自治体もございます。摂津市も閲覧に戻

すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また第156回国会で、個人情報を出さないでほしいという人がいる場合についても、これも当時の石破防衛庁長官はちゃんと答弁してはるんです。

「市民の方から記載しないでほしいということがあった場合には自治体、つまり法定受託事務としてやっておられますところの市町村がご自身の判断によって、何の何がしという方からそういうお申出があったので、そういうものは載せないというご判断は当然あり得ることと考えております」と、ちゃんと答弁があるんです。

それで徳島県の三好市というところをホームページで見ってみました。

ここは名簿を閲覧で行っているところですけども、名簿をつかってそれを閲覧させるという形です。そうしているようです。

個人情報の利用停止を申し出た人は、名簿から除外する対応をしているとホームページに記載しています。申し出てくださいと書いてあるわけです。

それから山口県山口市、ここはホームページに除外申請の申請書がダウンロードできるようになっているんです。

個人情報保護法というのであったら、情報を出される若者やその家族に、自分の情報を出していいかどうかを決定する権利の保障をすべきではないでしょうか。

プライバシー権、自己情報コントロール権は、日本国憲法第13条で保障されているものです。摂津市も除外申請ができるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうかお答えください。

それと今の1問目のところで対象者ということを行いました。生年月日と、それから男女、住所氏名、こういうものだと思

うんですけど、その手前で日本国籍の者を抽出してくれという、そういう依頼が自衛隊からあるのではないですか。以前、資料請求させていただいた中にはそれが書いてありました。そのことについても付け加えてお答えください。

続きまして、質問番号3番、個人番号カード交付事業です。

個人情報保護委員会というのがあります。その年次報告があるんですが、この中にも情報漏えいと紛失なども入るようですが、これがマイナンバーカードに関しては217件あったというのが書いてあります。うち重大な事案は20件と書いてあります。

漏えい等の事案の多くは地方公共団体だとしています。個人情報保護の項目で漏えい事案には書類及び電子メールの誤送付、書類及び電子媒体の紛失、インターネットの不正アクセス等と書いてあるんですけども、マイナンバーカードの紛失もこの漏えい等に含まれると思います。

個人情報保護委員会では地方公共団体に向けて適切な管理のために、セミナーやマイナンバーカードの漏えい事案等が発生したときの初動対応の訓練の実施などを行っているというようなことが書かれてありますが、なかなかそういう何かあったときということ、どうしたらいいかということが、摂津市も大阪府に報告をしないとあかんかったというのが分からなかったというお話ですけども、これが全国的に市町村に徹底されてないんじゃないか、市町村だけではないですが、地方公共団体にちゃんと徹底されてないんじゃないか、だから繰り返し年次報告でそういうことが書かれてくるのではないかと思うんです。

これは個人情報のマイナンバーカードの制度、これが始まる前からこういった問題について、漏えいしたらどうするんだとか、いろいろミスが発生したらどうするんだとか、またはもっと悪意のある、そういうことが起きたらどうするんだということは、ずっと議論というか疑義をかけられてきたにもかかわらず、そういうことについては本当に徹底した、全国的なきちんとした体制であるとか、それを保障するような仕組みとか、そういったことがちゃんと構築されないまま、とにかくスタートしてしまった、これがマイナンバー制度だと思っております。

摂津市だけの問題ではなく、これは全国的に、やっぱりこういうことが今あちらこちらで起きている。まだこの報告されているところはいいですが、報告することすら分かってなくて、内部で処理して終わっているということだってあり得るわけではないですか。

摂津市の報告もこの中に入っているのか、大阪府に報告したから、大阪府からこっちへ行っているんですか。その辺の仕組みもよく分からないんですけど、分かたらまた教えてほしいですが、そういう本当に状況が今あるのではないかなと思います。

今回の摂津市の紛失の件は、その個人情報保護委員会に報告されているというのであったら、大阪府を通してどう報告されているのか、その辺の仕組みを分かっていたら教えていただきたいと思えます。

続きまして、質問番号4番です。生活困窮者自立支援です。

やはり緊急小口資金制度とか総合支援金とか、非常にたくさんの数が新型コロナ



ウイルス感染症の関係でふえているというのが、数を聞いていても思います。

本当に2月、3月ぐらいですか、しょっちゅう電話が私たちのところにはかかってきて、どうしたらいいやろうというような、学校とか自分の職場とかが閉鎖してしまうにもかかわらず、それを日に日にお金が入ってこない、子どもたちは休ませないとあかん、どうしたらいいとか、いろんな質問、相談がいっぱい入ってきていました。

そういう中で、今はさらに第3波と言われています。こういう方々の対応というのは本当に大変だと思っているんですけども、住宅確保給付金とか緊急小口資金、総合支援を引き続き、制度をぜひ国や府に要望して、もっとしっかり支えてほしいということについて頑張っていたきたい。態勢も一人ふやしたとおっしゃっていましたがけれども、その一人をふやしてもこれだけの仕事がどんどんやってきたら、本当に一人で足りるのかなということも非常に不安ですけども、今一番支えていただいているところだと思いますので、寄り添ってぜひやっていただきたいなと思います。これについては要望としておきます。

続きまして、質問番号5番、生活保護の事業です。

生活保護の事業についても、緊急小口資金制度とか総合支援とかのように、どんと一挙にふえるということにはなっていないと思いますけれども、それはまだ緊急小口支援制度とか総合支援が受皿になっている間だと思うんです。これはいつまでも受皿になってもらって、いつまでもお金をもらえるという制度ではありませんので、そこが切れたとき、本当に大変なことが起きてくるのではないのかなと思っており

ます。生活保護の申請がふえてくるのではないかなと思いますので、その辺も大変だと思いますけど、支えていただきたいと思っています。

ところで生活保護の基準なんですけど、この扶助の基準、これが平成30年度から3年をかけて、どんどん下がっていると思うんですけれども、ちょっと分かりにくいと思うので、今おっしゃっていたように高齢者のひとり暮らしの方が非常に生活保護の世帯の中には多いと思います。

75歳の高齢者の単身世帯の方でいうと、平成30年10月に1回、扶助基準が下がります。それで次はこの決算年度にまた改定があります。そして最後はこの前の10月にまたありました。これでどれぐらい金額は変わっていったのか。生活扶助費の金額でお答えいただきたいと思います。

質問番号7番です。高齢者民間賃貸住宅家賃助成費です。

いろいろと工夫もしていただいて、やはり広報誌に掲載していただいたことで新たな方がふえたというのは非常に喜ばしいと思います。

この家賃補助のおかげで生活保護に行かなくて済んでいるんだというようなこともお聞きする場合があります。

摂津市の行っている非常にいい制度であると思っておりますので、ぜひ生活を支えるこの制度をしっかりと広げていただきたいなと思っているわけなんですけれども、しかし地震や台風がありました。建て替えが今あちこちで行われています。それで安い賃貸住宅というのがどんどん減ってきているんです。

だから今までは、この制度を受けていた

方が、地震や台風で入っていた住宅が取り壊しになるから、次のところに移ってくれと言われて移りますと、そしたら今度は探してもこういう5万円以下というところはなかなかない。それでやむを得ず5万円を超えるところに行ったら、今度はこの家賃補助が、今まで受けられていたものが受けられないわけです。家賃は上がる、補助は受けられないと、すごく生活が苦しくなったんやというようなお話も聞いています。

この家賃5万円以下というのをもう少し上限を引き上げる、これが行われることがあればもっと利用していただけるんじゃないかなと思うんです。

以前、またこれも前にもやりましたので、上限額の出し方というのがどうなっているかと。それでそのときに公営住宅も入れて平均値を出しているんだったら、それは下がりますよねという話をしました。

そうではなくて、民間の家賃の平均を調べないと、これは民間の賃貸のための制度ですから、それではできないじゃないかなという質問をさせていただいたんですけど、もう一度その点がどうだったかを調べていただいたんじゃないかなと思いますので、ご答弁いただきたいと思います。

質問番号8番です。障害福祉のサービスと給付費、65歳を過ぎても介護サービスだけでは賄えないような部分について、障害福祉のサービスもちゃんと使っていたら、相談支援員が市民の相談に乗っていただいているということでもあります。

大変丁寧に対応していただいているとは思いますが、ただやはり1割負担というのは介護サービスに移ったら付きまとうわけです。大変生活がしんどいと障害者の方が思っている、どうしてもそ

の1割負担を払わなくてはいけないのかということで、障害福祉サービスのままで、介護保険に移らないで使い続けたいという、こういう裁判が起こされました。ご存じだと思いますけれども。それで判決は勝訴したわけです。

よく介護優先原則といいますけれども、この介護優先原則というのは、その裁判によりますと介護保険のサービスも利用します、障害福祉のサービスも利用します、そうなったらどっちが優先なんやという場合に介護優先だよというのが、この介護優先という意味なんだと。初めから介護保険のサービスを申請していない人、申請でサービスは受けられますので、その場合は障害福祉のサービスのまま使い続けることが何歳になってもできるんですという判決がきちんと下りたわけです。

それでこういうことについて、やはり相談支援員の方にまできちんとそういうことが伝わっているか、サービスを選ぶのはご本人、ご家族なんですよということをアドバイスしていただけるような、そういう状態になっているのか、その辺についても一度お答えください。

質問番号9番です。軽度難聴児補聴器購入費助成事業、お二人で11万1,800円ということでした。

障害手帳がまだ出ない中で、この制度が使えるということで喜ばれているんだというようなお話を聞かせていただきました。

手帳がなくても補聴器が必要ということでいいですと、加齢による難聴者への補聴器の購入、こういうものがございます。これについてもぜひ補助をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

難聴は認知症との関りがあるとも言われております。高齢介護課のほうでも、この加齢による難聴者への補聴器、これに対しての助成ということについて、お答えいただきたいと思っております。お願いします。

続きまして、質問番号10番です。相談支援事業委託料、障害者総合支援センターウィングが総合相談支援というのをやっておられるということで、件数等を教えていただきました。

やっぱりいろいろと不安もあったり、サービスを使いたいけれどもとか、いろんな相談が増加傾向にあるというようなお話でございました。本当にこの新型コロナウイルス感染症の中では、もっと相談もふえていくのかなと思っております。

その相談を受け付ける、学園町にある建物のことについてなんですけど、建物は今も商工会の持ち物です。その商工会の建物ですけれども、非常に場所が分かりにくいであるとか、それから相談に行っても表に鍵がかかっている、ピンポンを押さないと中から人が出てきてもらえないとか、すぐ入りにくいというようなお声もたくさん聞いているんです。

こういう相談者が相談しに行きやすい、そういう何か改善ができないのかなと思うんですが、お考えをお聞かせください。

また障害者の方が作業所でいろいろとつくっておられるものを展示するというようなことも、この学園町の建物に移る前はいろいろとやっておられたんですけれども、学園長にある建物ではなかなか展示してもらいにくいとか、そういうお声もあります。何かそういう改善についてできないのかなというようなお声も聞いていますので、その辺についてお聞かせください。

次に、質問番号11番です。歯科健康診査事業、高齢者訪問歯科健診、31人ということでございました。

摂津市は31人とちゃんと人数をつかんでおられるというのは立派だと思います。大阪社会福祉推進協議会、大阪社会保障推進協議会のほうで資料を、各市の資料を見せてもらったんですけど、何人か分からんとか、そういう回答もある中で、ちゃんと人数をつかんでおられるのは立派やなと思います。

どこもやっぱり寝たきりであるとか虚弱であるとか、もっと年齢が高かったりとか、いろんなことでハードルが高くてたくさんの方は利用できていないのかなと思うんです。

しかし歯の健康というのは健康寿命にとって非常に大切なものだというので、厚生労働省もこの訪問歯科健診についてはいろいろと研究などもしているようなところもございます。

健診が大事なわけで、高齢者はなかなか、もう自転車も乗れなくなったと、車の免許証も返上したと、それで健診を受けないとあかんと言われても、お買い物に行くのもやっこさやのに、なかなかそんなん行かれへんわというような方がたくさんいらっしゃると思うので、ぜひそのところを、今すぐといってもなかなか難しいとは思いますが、いろいろな工夫もしていただいて、各ご家庭に訪問じゃなくても、例えば何か集まる場であるとか、いろいろそういうことも考えていただいて、これを進めていただけたらいいなと思っておりますので、このことについては要望とさせていただきます。

続きまして、質問番号12番、PFOAでございます。

1回目の質問の中で、会議の内容は摂津市には資料として残っているのでしょうかということをお尋ねしたんですけれども、さっきのお話は残っていないということでよろしいのですね。大阪府の主宰だから大阪府が資料を作成するだけで、摂津市は一切資料は残っていないということですか。

大阪府の要点録、これをちょっと取り寄せてみました。要点録だけでもこういうたくさん判子が押して、もちろん主宰者ですからそうだとされたらそうかもしれませんが、しかしこの内容は本当に、私はきょう、内容までは入りませんが、大変なこともいっぱい書かれてあるわけなんです。

それでこれは2009年から始まりです。当初は二、三か月に1回行っていきます。摂津市役所内で大阪府環境管理室環境保全課化学物質対策グループの主査と、ダイキン工業の担当者、そして摂津市との三者でスタートしています。

本当は摂津市役所の中でやってたんですけれども、途中からはダイキン工業に向いて、ダイキン工業の応接室やイノベーションセンターなどで行っています。

大阪府から課長補佐、またダイキン工業から淀川製作所の部長が出席しているような会もあります。最近では今年の6月に開催されました。

11年間、計19回も会議を重ねて来ているわけです。今回は会議内容には触れませんが、大変な中身の会議だと私は思います。

摂津市にこの資料が全くないのですか、この会議をやったことに対しての資料は。資料も残さないで、先ほど報告とか調整とかおっしゃいましたけれども、どうやって

やるんですか、口伝えですか。毎年やってきたんですよ、11年間も。

行政としてこんな仕事はあり得るんですか。仕事として行ったら、やはりそこでどんなことが話し合われたかということを持って帰って上司に伝えるとか、庁内でももちろん情報を共有するとか、いろんなことを行われるわけですよ。耳で聞いて、そのまま帰ってきて口でしゃべって終わりですか。

何の資料もないというのが私は理解できないんですけれども、本当に何の資料もないのか。この最後の分だけは、19回目のはこの間つくっていただいたので、摂津市に19回目の分があるんです。それは後でお答えいただいたらいいと思いますけど、それ以外、それ以前の分が全くないというのはあり得ないと思うんですけれども、お聞かせいただきたいと思います。

地元との調整だとか、庁内の調整、本当にどんなことをされてきたのかということも、さっぱり分かりません。今からそれを振り返っても分からないというお話なんのでしょうか、そんないい加減な仕事でいいのでしょうか。その点について、ぜひお答えいただきたいと思います。

それからPFOAの健康被害のことについてもお尋ねいたします。

先ほど水を飲むだけではない被害というのもあり得るのかもしれないというようなことをおっしゃいました。でもそれは全く想定がないのだと、自分たちの中では分からないんだというようなお話です。

ここにちょっとホームページで私は調べたんですが、経済産業省、厚生労働省等で消費者一般家庭のリスク評価の調査というのが行われています。

様々な調査の結果、一般の商品を家庭内

で使用するという分には、健康被害のリスクは高くありませんでしたという結果がここに書かれてあります。

だから特にその商品を回収とか、そういうことを今すぐにしなくてもいいですよと書かれています。

しかしこの調査、これを見ると様々な暴露の形態があるということが分かります。

空気中のPFOAによる呼吸を通じての被曝、衣服やソファに触れることによる汗や皮膚からの被曝、子どものことも調査されているんですけど、子どものよだれかけからの唾液を通じての被曝。

一番多かったのが、カーペットのダストを知らずに口から飲み込んでいることによる被曝、これが一番大きいと調査では出ています。

この調査はPFOA含有量が低い一般商品、出回っている商品を使って一般家庭でどうかという調査ですので、リスクは大きくないというのが結果だったんですけども、もしもこれがカーペットではなくて、高濃度の畑の土だったらどうなるのか、私はぞっとしました。

高濃度の畑の土ぼこりを鼻から吸い込む、口から知らずに飲み込んでいる、畑の土を触る皮膚からも被曝するのではないかな。そして畑で取れた作物を毎日食べ続けているとしたらどうでしょうか。

井戸水を飲まないようにというだけの、一般的な注意事項でいいのでしょうか。環境省、厚生労働省は対応の手引というのをつくっています。これを見ておっしゃっているのだと思うんですけど、この対応の手引の中には、本手引の記載内容については、地域の実情に合わせて活用されることが適当であると、排出源となり得る施設が一致している地域においては、適切な対応を

検討することが重要である。適切な暴露防止の取り組み等が行われるよう、関係部局間で情報共有を行うことが重要であると、このようにも書かれています。

これは水に関しての手引ですので、もちろん水のことが主に書いてあるわけです。でもそれ以外だって暴露はあり得る、そういうことは厚生労働省でも経済産業省でも分かっているからこそ、こういうリスク評価というのを実験して、いろいろ試してみても、数字で大丈夫だなということをいっているわけです。

でも今起きてきているこの摂津市での問題というのは、何も実験もしていなければ、調査もしていなければ分からないわけです。そこにもしかしたら危ないんじゃないか、市民の健康に係っているんじゃないか、こういう思いがあったら、やはりまずは調査をしましょうよと、そういう立場に立つのが行政じゃないんですか。

水を飲む以外の暴露もあり得るということ認識されているのか、必ずあるといっているわけじゃないです、そういうこともあり得ると思いはるかどうかな、この認識について伺います。

その上で、井戸や水路だけではなく、井戸と水路も追加で調査もしていただけるということをお聞きしました、それだけではなく土壌や作物、人体の調査も行う、摂津市が直接できなければ大阪府や排出企業であるダイキン工業に調査を要望する、こういうことをすべきだと思いますが、お答えください。

次です。質問番号13番、大阪圏域広域廃棄物事業返還金。

返還金の内容については分かりました。大阪湾フェニックスセンターでのごみの受入計画はどのようになっているのか、何

年まで受入が可能なのか。

幾つも大阪湾の周りには受入先があったかと思うんですけど、どんどん埋立がいっぱいになって、終了していています。今は大阪湾沖と神戸沖と二つですが、神戸沖もそろそろいっぱいになるということも聞いていますけれども、大阪湾フェニックスセンターはどうなっているのかについてお尋ねいたします。

質問番号14番です。産業振興課、労働相談事業です。

やはり様々な労働相談がふえていると思います。大変な人がふえている。その労働相談の中身だけを受けるんじゃなくて、例えばいろいろと市内でつなぐであるとか、市役所の中だけじゃなくて様々なほかの機関にも、これは必要だなと思ったらつなぐのか、そういうことについてどんなことをされているのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号15番です。中小企業金融対策事業、運転がすごく減ったけれども、それは新型コロナウイルス感染症の関係で、セーフティネットとか、そちらのほうに流れているんじゃないかと、そちらのほうで受け止めてもらえている分があれば、それは助かると思うんですけども、やはりそれを超えて大変な事態が発生していて、セーフティネットの保証などは本当にいっぱいになっていると思うんです。交付金なども非常にいっぱいになっていると聞いております。

それと設備投資は変わらないということですが、件数は。確かに今の時代でも一定営業を伸ばしているところとか、発展しているところはあると思います。しかし本当に苦しくなってしんどくなって、もう設備投資はもちろんのこと、運転資金すら借り

ようとは思えないと、そういう方々も今はたくさんいらっしゃると思うんです。

中小業者は非常に厳しいと思いますので、今は第3波というようなことも言われておりますけれども、その点についてどう今の状況をご覧になっているのか、聞いてはる話もあるのかなと思いますけれども、それをお聞かせいただきたいと思います。

16番目です。企業立地等促進事業。

先ほど過去のとあって、何年と言わなかったのが最初から答えていただいて、ご丁寧にありがとうございます。非常に流れがよく分かります。

1年目は当初ですから置いておいても、平成25年度の2年目については大企業も中小企業もそこそこ件数も近いし、大企業は65%、中小企業は35%ぐらいで、摂津市が中小企業にもこの制度は使っていただける制度設計にいたしましたとおっしゃっていたことを、このときはそうかなと思っていたんです。でもどんどんと年数がたっていく中で、平成27年度にはいよいよ大企業は80%を超えました。中小企業は17%、ここでぐんと大きく差もついてきたわけですけども、それで平成28年度では、もう金額で桁違いになってきたわけです。1億円に行ったんですよ、大企業は9社で。それで中小企業は16社あるんだけど、2,400万円です。それがまださらにどんどんと差が開いてきて、この平成31年度、今度は2桁の差になってきているんです。

1億6,700万円ですか、大企業には出している一奨励金、中小企業は900万円と、1,000万円にも届かなくなっているんです。

それでこういうほとんど大企業のためのような制度になってしまっていると思

うんですけれども、中小企業はさきも言いましたように非常に厳しい状況が続いている、そういう中で、本当にこの大企業に対してたくさんの金額が行っている。

これは摂津市の産業振興費の中の、すごく大きな割合を占めているんです。ほかのところではいっぱい中小企業に、頑張りますよと言われるのだったら分かるんですけど、これがほとんどメインぐらいの、あとは融資預託金ですけれども、預託金は1回出したら、またそれが戻ってきます、同じお金を毎回繰り返して順繰りにしている。

出ていっている中で一番大きいのは、ほとんどというぐらいこれです、割合は大変高いです。これについての認識を、中小業者のまちとおっしゃる摂津市で、産業振興費の中身がそうなっているということについての認識をお尋ねしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○渡辺慎吾委員長 丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 それでは、質問番号1番でございます。

別府コミュニティセンターの稼働率向上についてご説明させていただきます。

別府コミュニティセンターでは地域の方を講師としてお招きしたり、団体の方と連携して講座の開催等を行っております。また別府小学校のPTAまつりや自治会の企画される地域でのイベントにも参画しているところでございます。

コミュニティセンターの周知を図るとともに、地域の連携を深める事業を展開しているところでございます。今後も地域の方々をつながり深めていくことにより稼働率の向上に努めてまいりたいと考えております。

使用料につきまして利用者、地域の方々

のお声はお聞きしておりますが、受益と負担の適正化を図ることを目的とした摂津市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づいたご負担を賜りつつ、地域に根差した施設運営を図ってまいります。

○渡辺慎吾委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 質問番号2番の2回目のご質問にお答えします。

自衛隊に係りまして日本国籍が必要かどうかということですが、自衛隊大阪地方協力本部長からの依頼内容ですが、こちらにつきましては日本人住民に限るという書き方がされておりまして、日本国籍が必要かどうかまでは明記されておりません。

以上でございます。

続きまして、質問番号3番、個人情報保護委員会につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときには、個人情報保護委員会へ報告することということが法令上の義務になっておりまして、大阪府で報告するのとほぼ同時期に報告しております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、質問番号5番に係ります、増永委員の2回目のご質問にご答弁させていただきます。

委員のほうから例示がございました生活保護基準改正に伴います75歳高齢者単身世帯の方の、平成30年度からの保護費の推移についてでございます。

生活扶助費につきましては、平成30年10月に実施されました基準改正前は7万4,630円でしたが、同年10月の基準改正後は7万3,390円、令

和元年度は7万3,170円、令和2年度は7万1,900円となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号7番、高齢者日常生活支援事業、高齢者民間賃貸住宅家賃助成費についてでございます。

上限額が家賃にはございまして、その現状認識というところでございます。

まず上限額の5万円の根拠についてでございますが、国の住宅・土地統計調査の摂津市における、高齢者が生計中心者である世帯の平均家賃額です。これが約4万6,000円ということになっておりまして、これを参考にしております。

ただ、国の住宅・土地統計調査には公営住宅の家賃が含まれておりますので、例えば摂津市の市営住宅の平均家賃はそれより低くなっておりますので、公営住宅によりまして平均額が下がっていると認識しております。

次に、質問番号9番の加齢性難聴の補聴器購入につきましては、認知症の関係もございまして、障害福祉課の答弁の後にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 障害福祉課に係るご質問にお答えいたします。

質問番号8、65歳問題への対応を相談支援員まで徹底できているのかというお問いであったかと思えます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり65歳以上の方にも障害福祉サービスをご利用いただいておりますことから、65歳問題への対応を相談支援員がしっかり理解しているものと認識しておりますが、相談支援部会等を通じ引き続き周知を図

ってまいります。

続きまして、質問番号9、高齢者への補聴器購入費用助成についてでございます。

障害福祉課で実施しております軽度難聴児補聴器購入費用助成事業につきましては、身体障害者手帳の対象とならない軽度難聴児の言語の発達や、生活適応訓練を促進することを目的に補聴器の購入費用の一部を助成するものでございます。

そのため高齢者の加齢に伴う難聴に対し、障害者福祉として補聴器購入費の助成をすることは考えておりません。

最後に3点目、質問番号10、摂津市障害者総合支援センターに関するご質問でございます。

同センターにつきましては、会議室や相談室がふえたことに関しましては好意的なご意見を頂いております一方で、委員のご指摘のような声も当然にお伺いしております。

セキュリティの問題で1階の入り口の自動ドアを施錠しているため、インターホンで解錠を依頼するというような運用をせざるを得ない状況にございますが、利便性の向上につきましては施設を維持管理する摂津宥和会と引き続き意見交換してまいりたいと考えております。

また障害者の店、陽だまりにつきましては、他の公共施設での設置を検討してまいりましたが困難な状況にございます。しかしながら障害福祉の啓発やPRの取り組み、これにつきましては非常に重要であると認識しております。

多くの人の目に触れる場所に、市内の日中活動系事業所の利用者がつくった作品や商品を展示できないか、引き続き検討してまいります。

以上でございます。



○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 関連で、質問番号9番でございます。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成につきましては、難聴のためにコミュニケーションが取りづらくなり、それが認知症の発症に影響を及ぼすということが明らかになっていると認識しております。

加齢性難聴は誰にでも起こり得るものがございますので、自治体間に差がないようにするためには、国において制度の創設ということが望ましいと考えておりますので、国に要望を行ってまいりたいと考えております。

ただ一部の自治体では、補聴器購入補助ということも行っているということもございますので、今後とも引き続き情報収集には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 1回目に答弁漏れがございました。大変失礼いたしました。

会議資料につきましては、庁内でもございます。それぞれの会議当日の会議資料につきましては、全てかどうかは過去の分はわかりませんが、会議資料としては庁内の担当課のほうには残っておるというような状況でございます。

ただ会議録につきましては取っていないかったということでございます。そういうことが現状としてございます。

あと健康被害等々について、水以外から体内に、体の中には入らないのかということでございますけれども、我々としても専門家ではございませんので、はっきりした答弁というのはなかなか難しいのですけれども、1回目にも申しあげましたように、暫定的な目標値で50を積算される際に、

水が100であるというような積算方法にはなっておりませんので、水以外からも体内に入る可能性があるのではないかとすることは、想像はしておりますけれども、入るのか入らないのかにつきましては、ちょっと現在、私自身に知見はないということでございます。

それと健康被害等々が予想されるので、土壌でございますとか、その他作物でご心配の方があるということでございますが、先ほども答弁申し上げました、今回は暫定目標値ということを決める際に、今回は要監視項目ということで、水環境では手続をされたということでございます。

人の健康のほうに関する物質ではございますが、公共用水及び地下水における状況から、引き続き公共用水の検出等々の治験の集約に努めるべき物質ということが、要監視項目の定義になっておると理解いたしております。今回のPFOAにつきましては、そのように要監視項目になっているということではないかと考えております。

暫定的な目標値となった根拠でございますが、まだまだ治験が集まっていないということがあろうかと思えます。

国の中央環境審議会における答申がでございます。国立がん研究機構において、人に対して発がん性がある可能性があるとして分類されておりますが、発がん性に関する報告も一部であります。治験が十分とはいえ、国際的な評価とはなっていないというような答申内容になっております。

しかしながら、これから治験を集められるということでございますので、我々としては先ほども申しあげました、国がその治験を集められるというのは注視していく必要があるのかなと思っております。

それと現在、暫定的な目標値というのは水環境のみが我々に示されております。今委員のほうから作物でございますとか、体内における濃度等々について目標値、暫定であっても目標値というのが定められていないというような状況でございますので、そのような状況の中で我々としては、今は大阪府が所管される水の環境について監視されるというところに、必要があれば協力し、大阪府が発表される数値について、我々としても注視してまいりたいというのが我々の今の見解でございます。

○渡辺慎吾委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、質問番号13番、大阪湾フェニックスセンターの受入計画での期間についてでございます。

現在の埋立処分場につきましては、委員がおっしゃいましたとおり尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖の4か所で7,600万立方メートルの埋立容量を有しております。現在においては神戸と大阪沖で受入れをしているという状況でございます。

埋立期間の予定でございますが、令和14年度までが期間となっておりますが、受入れごみ量の減量等により、予定年度の延命が図れる見込みでないかと聞いております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、産業振興課に係ります3点のご質問についてお答えさせていただきます。

労働相談の件で、どうつないでいるのかということでございますが、産業振興課は就労の相談ということもさせていただいておりますので、必要でございましたら適時相談させていただいております。

特にこういうコロナ禍の中で、企業の方

の制度で、ご質問にもありました困窮者の制度とか、家賃の制度などを実際に今年度に関してもつなげていただいた事例も幾例かございますので、状況に応じて適時させていただけたらと考えております。

引き続きまして、質問番号15番、金融対策事業の中で、中小企業の厳しさについてどのような認識かということでございますが、本会議等でもご答弁させていただいたかもしれませんが、中小企業向けの融資制度、これが市としてセーフティネット保証という形で認定させていただいております。

その件数のほうが10月末で、1,282件ということで、非常にやっぱり、リーマンショック等のときと比較しても非常に多いということは十分認識しておりますし、特に危機関連という東北の震災のときしか出されていない保証制度を今回、国は出しているということでの、危機的な状況と認識しておりますので、その数字以外でも直接今はちょうどセッピィスクラッチ事業、小規模店向けの事業なんですけれども、回らせていただく中で直接お声をお聞きすることもございますので、状況としては非常に厳しい状況があるのではないかと認識しております。その中で市として制度でできることを、国の制度も含めてやっていけたらと考えておる状況でございます。

引き続き、質問番号16番、企業立地促進事業についての考え方、認識についてでございますが、企業立地促進事業に関しましては、企業が土地や建物等の固定資産税を、購入されたときの分に関して2分の1を奨励金として5年間出させていただくという仕組みになっております。

やはり企業が、当市を選んでいただくと

ということに関しては、非常に企業が選択する立場にございますので、摂津市にしているためには有効な制度ではないのかなと認識はしております。

近隣各市を見ましても、正直していない市はございません。それで比較的、北摂でも、さらに摂津市よりも一部優遇している市もございますが、その中で今回はこういう形で本市の制度を利用させていただいて、選んでいただく、結果として金額的に出ているのではないのかなと思っております。

それで選んでいただいて、摂津市のメリットということで、これは奨励金の事業所の企業にアンケートを取らせていただいております、その中で今は就労の状況などもお聞きしているんですけども、今までその企業で、雇われている方、これは一例で正社員の例ですけども5,537人で、摂津市の方が474名おられると。8.6%という比率ですが、この過去5年間で、事業所で摂津市の方を採用した人数も出させていただいております、それで正社員として雇ったのは、その5年間で654人のうち149人ということで、摂津市の方は22.8%ということで、やはり積極的に結果として摂津市の方を雇っていただいていると。

比率でいうと3倍ぐらいの比率になっているわけですから、やはり企業に来ていただくということは、摂津市の方にとっては雇用が確保されているのではないのかなと認識しておりますので、私としては雇用の面も含めて必要な事業ではないかと認識しております。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午後0時47分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

増永委員。

○増永和起委員 それでは3回目の質問を行います。

質問番号1番、別府コミュニティセンターです。

利益と負担の公平性というようなお話がありましたが、別府コミュニティセンターは別府公民館が建て替えに当たってその性質を引き継ぐというようなことが地域の皆さんの中でも望まれておりましたし、そういう生涯学習の観点ということが盛り込まれた施設だと認識しております。

そのコミュニティセンターの性格、それからこれからということで、生涯学習社会における社会教育施設の在り方について、摂津市社会教育委員会委員会議第一次答申というのが平成26年7月16日に摂津市社会教育委員会議から出されております。

その中で大幅な施設使用料の増額によって、各利用団体の活動が中止、縮小のおそれがあり、別府地域全体の生涯学習、社会教育活動の低下を招く懸念があることから、施設使用料の増額については一定の範囲内に抑えるよう、軽減措置を講ずる必要があると書いてございます。

やはり別府のコミュニティセンターができて、住民は大変喜ばれています。避難所としての役割もあるし、様々なロビーの活動なども展開していただいております。

ですからこそなおさら使用料を引き下げて、誰もが使いやすい、地域で活用がしっかりとさせていただけるような、そういう施設にさせていただきたいと思っておりますので、これは要望といたしますのでぜひお願いいたします。

二つ目です。先ほどのご答弁で摂津市も閲覧に戻すべきかどうかということと、住

民基本台帳、自衛隊への名簿提供のことで  
す。質問番号2番です。

摂津市も今名簿を提供していますけれども、閲覧に戻すべきではないですかということをお尋ねしました。

それでもう一つ、除外の申請ができるようにしている市があるということも紹介しましたので、そういうこともできるようにすべきではないかという、そのお二つをお尋ねしましたので、3回目をお尋ねしますけれども、そのときにそれも合わせてご答弁ください。

3回目の質問は、摂津市が提供している名簿はダイレクトメールなど、自衛隊の募集のために使われるものですが、自衛隊に渡ってからどのような方法で保管され使われるのか、把握しておられるのでしょうか。

名簿から情報入力して電子データ化するのか、それとも宛名は手書きなのか、その作業や発送作業は自衛隊が行うのか、民間に委託しているのか、使い終わった名簿やデータはどのように処理しているのか大変心配です。

先ほどからマイナンバーカードのところで個人情報保護委員会の年次報告というのを紹介しておりますけれども、名簿屋というものがあって、様々な個人情報を商売として売ってはるということなんです。そこの入手先は8割が分からないということなんです。

それといろいろな地方公共団体なども民間会社に様々な発送作業などを委託しているわけですが、そこからまたさらに資格のないようなところが再委託している、こういう問題、国税庁の問題で大きなニュースにもなりましたが、こういうことも起こっている中で、摂津市の

出しているこの名簿を出してしまった後は自衛隊の責任ですというわけにはいきません。名簿をつくって出している限りは摂津市もその責任を最後まで果たさないといけないと思うんですが、これがどのように扱われているのか、きちんと分かっているのでしょうか。この点についてお答えいただきたいと思います。

それで先ほど1回目で聞いたことについて答えていただきましたが、日本人住民ということで、日本国籍かどうかは明記されないというお話でした。

私はその二つの違いをよく分からないのですけれども、少なくとも在日韓国の方であるとか、在日朝鮮の方であるとか、そのほかにもいらっしゃると思いますけれども、そういう在日の外国籍の方は省いた名簿にしているということです。

それは私は四つの情報と、名前、それから住所、生年月日、男女の性別、この四つの情報ということだけではなくて、五つ目の情報が入っているということだと思えます。

この日本の方であるか、在日の外国の方であるか、これはすごくセンシティブな情報だと思えます。これが名簿としてどこか違うところに流出して、例えば就職差別に遭うとか、そういうようなことが起きては、これは大変な問題です。

こういう五つ目の情報が入っていると思えますけど、その認識もお伺いしたいと思います。

続いてマイナンバーの関係です。

マイナンバー制度は最初的时候から紛失や漏えい等の心配がされてきましたし、スタート時からご送付など、いろいろと発生してきました。地方公共団体でさえ管理が行き届かない、ましてや民間事業所では

どうでしょうか。

様々な問題が解決されない間に、国民にマイナンバーカードを持たせることだけがやみくもに進められようとしていると思います。

今回、デジタル庁というものがつくられ、それをさらに推し進める、こういう形で政府は動いておりますけれども、これは第1回の求めであり、社会保障の削減が狙いです。

今後、保険証代わりとか、運転免許証や在留カードとの一体化とか、税や年金などにひもづけするといっています。さらに危険性が高まってきます。

企業等から機密情報等の窃取を狙ったサイバー攻撃は一層複雑化、巧妙化し、攻撃対象も拡大し続けている。これは先ほどから紹介しております、個人情報保護委員会の年次報告にも書かれていることでもあります。

市民の個人情報を摂津市としてきちんと管理することはもちろんですが、それだけではなく、市民にマイナンバーカードの取得は義務ではない、こういうこともしっかりと周知し、リスクについても説明すべきです。

国に対しては、国民の思いや現場の状況も考えない拙速な制度変更、これはやめるべきだということをしっかりと求めていただきたいと思います。こういう点を要望いたしまして、この質問については終わります。

続きまして、質問番号5番、生活保護事業です。

どんどんと高齢者の生活扶助費が下がっていったというのがよく分かりました。

政府のほうは、2回目の改定は消費税の

増税があるので、1回目は下げる、2回目はちょっと上げる、それで3回目はまた下げる、こんな説明をしてきたわけですけど、今のお話を聞くと75歳以上の高齢者の方は、毎年下がってきたという形なんだなと、本当に大変だなと思います。

この生活扶助費が、保護の基準が下がるということは、単に生活保護の方だけではなくて、様々なところに基準として使われていますので影響が及びます。

それで新たに生活保護を受けたいと思った方も、今までだったら受けられた、ところが基準が下がることで受けられないという形にもなるわけです。

本当にこのことについてはひどいなと思っておりますので、ぜひそういう声も国に向かって上げていただきたいと思っていますし、苦しんでいる世帯に対して寄り添った対応、細やかな対応をお願いしたいと思うんです。

例えば病院に行くときの移送費、これについてはちゃんと出るんだよというようなことも、ケースワーカーの方から紹介してもらおうとか、クーラーが新たなところへ転居したときになれば、クーラーの費用が出るよとか、いろいろなことをやっぱりサポートしていただきたいなと思います。

ところでそういう細やかな寄り添った対応をしていただくためには、ケースワーカーの体制が本当に充実してないとなかなか大変だろうなと思うわけなんですけれども、現在の状況、ケースワーカーの体制、整備、これについてはどうなっているのか。

そして女性ケースワーカーというのが要望した中で生まれたと思うんですが、今はどうなっているのか、このことについても教えてください。

質問番号7番です。高齢者民間賃貸住宅家賃助成費です。

5万円の根拠について、平均が4万6,000円ということだけでも、これは公営住宅も入ってで、それが引き下げ原因になっているということを確認していただいているということで、よかったなと思っております。

やはり民間の住宅の補助ですから、民間の住宅の平均は一体どれぐらいなのかというところを考えていただかないと、実質的にはならないと思いますので、この部分はぜひ考えていただきたいと思います。

年金も下がって、介護保険料や国保や後期の保険料も非常に高く上がっております。消費税の増税もありました、暮らしが圧迫されている高齢者の方をぜひ支えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。要望としておきます。

質問番号8番です。障害者福祉サービスの給付についてです。

65歳問題、相談支援員の方に再度、もう一回その中身をきちんとまたお話しただけということでしたので、これも寄り添った対応として、障害者の方が自分の選択肢としてきちんと選べるようにサポートしてあげていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。要望といたします。

補聴器の問題です。質問番号9番です。

この加齢による難聴者への補聴器の購入補助、これは摂津市議会でも意見書を上げております、国に求めております。市のほうからもぜひ早期にこの補助金をつけてほしいということで、国に要望していただきたいと思ひます。

ただそれだけではなくて、やはり今おっ

しゃっていただいたように、先進市の事例が幾つか始まっています。その中では本当に、ただお金を出すだけではなくて、実際の補聴器の使い方とか、それから調整とか、そういうところまで細やかにやっておられるような、そういう自治体もござります。

ぜひ摂津市としても、これはいえば投資だと思ひます。認知症になってしまっただけからでは遅い、その手前にやはりできることをしっかりとやっただけけることが健康寿命の増進にもつながると思ひますので、要望としておきます。

それから質問番号10番です。相談支援事業の委託料です。

建物のことはなかなか難しいというお声でした。何かいろんな工夫をしていただけたらと思ひますので、ぜひお願ひします。

そして作業所の皆さんがいろいろとつくっておられるような品物とかを展示して、やはり障害者の方とそれ以外の方がしっかりとつながれるような場をつくっていただけたらと思ひますので、これもいろいろと心を砕いていただいているのだと思ひますけれども、また引き続き何か方法を考えていただきたいと思ひますので、要望としておきます。

続きまして、質問番号12番、PFOAの件です。

まず会議の資料はあるというお答えでした。またそれについては見せていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今後は対策会議の議事録など、しっかりと資料を残して、議会、市民への報告、情報開示ということをや望いたしますがいかがでしょうか。

ダイキン工業内の数値なども公開を求めべきだと思ひますが、これについても

いかがでしょうか。そして市民の命と健康、安心安全、これを守る立場に立って、この問題に取り組むことを求めますがいかがでしょうか。

先ほど水以外のところからの暴露についてお尋ねしましたけれども、私は暴露があるとはっきり言ってくれとっているわけではないんです。水以外からでも、飲み水以外からでも暴露があり得るのではないかと、そういうことを思いませんかと聞いているわけなんです。

何もかもきちんと、もう結果が出ているのであったら、それはもう全部きちんと、こういうものは駄目ですというはっきりとしたものが国から下りてくるでしょう。それを待っていたら、たくさんの被害があつてからでないとそれが出てこないということになってくるんです。

今まさに苦しんでおられる、そういうことに不安を抱えておられる、そういう方がいるわけですから、市として寄り添った対応を、もしかしたらほかにも飲料水を飲む以外にも、暴露の経路というのはあるんじゃないかなと、そこを認めてほしいと言っているわけです。

いいですか、まず水を飲む以外の暴露について、もう少しお話をしたいと思います。

環境省のPFOAの水質管理目標値、これはおっしゃっているように57グラム／リットルです。

摂津市と議会に提出されました京都大学教授の要望書がございました。この要望書の中に京都大学の先生が量られた数値が示されておりました。これは依頼者の畑で取れたナスビや里芋からの高濃度のPFOAが検出されたということでした。

一日に一つずつ食べると50.5ナノグラムとなります。環境省の水の基準を超え

る値が示されておりました。さらに依頼者の血中濃度、これは極めて高く、血液の値から推計される一日当たりの暴露量は900ナノグラムと推計されると書かれています。大変なことだと思いませんか。50とかいっているレベルじゃないんですよ。一日に900ナノグラムを暴露しているのではないかと、そういう数値が出されているわけです。

井戸水以外にも暴露源があるんじゃないかと思いませんか。調査が必要だと思いませんか。

先ほど紹介した厚生労働省の製品含有化学物質のリスク評価、ここではカーペットのPFOA、これは濃度が1ナノでした。これが舞い上がる、このダストを検証してはったわけです。

ところが依頼者の畑の土壌表層、これは2,522ナノなんです。カーペットは1ナノ、これで大丈夫ですといっているんです。

でもこの依頼者の方は2,522ナノの土壌で毎日畑仕事をしてはるわけです。これは大丈夫ですか。

ダイキン工業の近くの畑で作物を育てている方は、この依頼者一人ではないと思います。

もう一度伺います。井戸、水路だけでなく土壌や作物、人体の調査も行う。摂津市が直接できなければ大阪府や排出企業であるダイキン工業に調査を要望する、こういうことをするべきだと思いませんか。

まずもう一回聞くのはもう一つあります。飲み水以外からも暴露することがあり得るかもしれないと思うか。そしてこの井戸水以外の土壌、作物、人体の調査、こういうものも摂津市が直接していただければ一番いいです。そうでないのなら、せめ

て大阪府や排出企業であるダイキン工業に調査を要望するべきだと思いますが、いかがでしょうかお答えください。

続いて質問番号13番です。大阪湾圏域広域廃棄物事業返還金です。

大阪湾フェニックスセンターに埋立計画があり、それについては今はごみの減量化などで計画よりももっと延命ができるのではないかというようなお話でございました。

大阪市が一般廃棄物処理実施計画というのをつくってございまして、北港処分地の延命化というものを、これはホームページですがアップしております。

北港処分地の延命化、焼却灰の一部について、大阪湾広域臨海環境整備センター、大阪湾広域処理場、これは大阪湾フェニックスセンターのことです。そこで埋立処分を行うなど、環境施設組合と連携して北港処分地の延命化を図る、北港処分地というのは夢洲です。だから大阪湾の夢洲の延命化を図るために、大阪湾フェニックスセンターに一部焼却灰を出しているよということを書いているわけです。

それで新たな最終処分場の確保、北港処分地以降の最終処分場の確保に向け、大阪湾フェニックスセンター計画の円滑な推進を図れるよう、関係先との調整等、取り組みを進める。

これは夢洲はこれから万博やIRなどの工事や何かで、今までと同じようにはごみを持っていけなくなります。それで、そうしたら新たなところを探さないとかあかんということなんです、そんなに簡単には新たなところは見つからないわけです。するとおのずと大阪湾フェニックスセンターのほうにそれを持ってくる可能性があるのではないかと、そういう疑問が湧い

てくるわけです。

この大阪市のごみの量は莫大なんです。しかもそのほとんどは夢洲に行ってるんです。大阪湾フェニックスセンターには少ししか来ていません。

でもこの夢洲のほうの埋立て、そこへ持っていくことはなかなかできないということになったときに、先ほどおっしゃった大阪湾フェニックスセンターの埋立計画が大阪市のごみのことで大きく変わってくる、こういうことになりかねないのじゃないのかなという懸念があるわけです。

こういうことについてどう思っておられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

次に、質問番号14番、労働相談事業です。

いろいろとネットワークも駆使して様々な相談にも乗っていただいていると、労働相談だけではなくて、生活の相談というところまでやっていただいているとお聞きしました。

本当にそのように頑張っていただきたいと、今は自殺者が大変ふえているという状況のある中で、本当に市の様々な窓口が、単にその相談に来た、その中身だけじゃなくて、やはりその人の市民の苦しみに、大変な生活に寄り添った相談体制を取っていただきたいなと思っております。

それでフリーランスの方々は本当に今大変になっている。私の知り合いにマッサージをしてはる人がいるんですけども、大きなチェーン店がありまして、そこでマッサージの仕事をしているんだけど、お給料ではないんです、請負の形なんです。

ですからこの休業補償とか、雇用調整助成金とか、ここには係ってこないわけです。

そうかといって、家賃補助とかいろんな



様々なそういう中小業者に対しての制度にも係ってこない。本当に隙間というか、そういう中で苦しんでおられるということも実際にありますので、そういうフリーランスの方々に寄り添った施策というものを何か摂津市でできないのかというような、そういう施策にもこの相談が反映できるような、そういうことをお願いしたいと思います。要望としておきます。

中小企業の方も非常に大変です。今はどういう認識かといってお聞きしましたけれども、本当に寄り添った対応をしていたいただきたいですし、そのフリーランスの方だけではなくて中小企業の方にも、コロナ第3波と言われておりますので、ぜひともしっかりと、摂津市としての独自の対策をもう一度、提案をしっかりといただけたらと思いますので、これも要望とします。よろしく願いいたします。

企業立地促進事業、16番です。

私は別にこの企業立地促進事業が大企業ばかりになっているといっているのは、だから駄目だ、やめなさいと言っているわけではなくて、摂津市の産業振興費の大きなところがこれじゃないですかと。中小企業の支援策は本当に金額でいったら僅かです、そこをいっているわけなんです。

もっと中小企業の支援策を、中小企業のまちだというのであったら、この大企業に対してと同じくらいやるべきであろうと。融資のことしかいつも言われないような気がするんです。もちろんいろいろとやっていますよ、でも金額的にはやっぱり小さいんです。しっかりと中小企業のまちらしく中小企業の支援を予算をかけてやっていただきたい。

本当に今、中小企業は事業所数が約4,000と言ってはるけど、4,000もの

事業所が本当にあるのかなと心配なぐらいです。実態調査もきちんとしていただいて、頑張っていたきたいと思います。

それで今、アンケートの話をしていただきました。雇用の中で摂津市の正規雇用がふえていますよというようなお話だったと思います。それは素晴らしいことだと思います。

それであるならば、大企業が多いですから、大企業はやっぱり非正規とか派遣とかをたくさん使っておられます。

今、この非正規、派遣切り、これが非常に問題になっています。こういうことは摂津市のこの立地奨励金を受け取っておられる企業でなされていないのか、ちゃんと雇用がそこで守られているのか、こういうことについて摂津市としてアンケートする、申し入れをする、こういうことについてどうお考えかお尋ねいたします。

3回目は以上です。

○渡辺慎吾委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 質問番号2番の3回目のお問いにお答えします。

まず情報提供した名簿につきましての管理についてお答えします。

防衛大臣からの自衛隊募集等の推進についてという依頼書の中に、今回の募集対象者情報についてということで文言がございまして、募集対象者情報につきましては、自衛官等募集業務においてのみ適正に使用するとともに、その管理については防衛省において個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理させていただいているという旨が書かれております。

これを受けまして、厳正に管理するという申し出から単年度ごとに処分されていると考えておりますが、今後、自衛隊側のほうに確認してまいりたいと思っております。

ます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松方部長。

○松方生活環境部長 私のほうからは閲覧の関係がございましたので、補足も含めてご答弁させていただきます。

まず名簿の提供を閲覧ではなく文書として交付した根拠でございますけれども、先ほども委員のほうからちょっとお話がありましたけれども、自衛官募集事務につきましては、自衛隊法第97条によりまして、都道府県及び市町村の法定受託事務と、これは地方自治法で定められております。

それで併せて先ほどからのお話の中にありますように、自衛隊法施行令第120条に、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは都道府県知事、または市町村に対し必要な報告、または資料の提出を求めることができると規定されております。

それで本市につきましては、摂津市個人情報保護条例がございまして、その中に本市の個人情報保護条例第9条第1項においては、個人情報の提供を制限しております。

ただし同項第2号におきましては、法令に定めがあるときは提供することができるという旨を規定しております。

それで本件につきましては、先ほどの自衛隊法施行令第120条の規定に基づき提供するものでありまして、併せて条例に基づく適正な情報提供であると考えて、文書での情報提供をしているところでございます。

それから先ほど第156回の国会というお話がありました。当時の石破大臣のお話がありましたけれども、私もこれを読んでおりまして、その中で政府参考人として

して総務省自治行政局長が出席しております。

その中で、「自衛隊の募集について、自衛隊法第97条の第1項によりまして、市町村長は政令で定めるところにより、自衛隊の募集に関する事務の一部を行っているところでございます。

また自衛隊法施行令第120条の規定によりまして、内閣総理大臣は自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し必要な報告、または資料の提出を求めることができるとされておりました、これらの規定に基づきまして、市町村長に対して適齢者情報の提供を依頼しているものと承知しておりますと、したがって、適齢者情報の提供は自衛隊法に基づく情報提供として、違法となるものではないと考えているところでございまして、住民基本台帳法の趣旨に反するものではないと考えております。」というのが総務省自治行政局長の見解でございます。

それで併せて、平成31年に防衛大臣の記者会見がございました。

当時の安倍総理の発言の後ぐらいの記者会見でございまして、平成31年2月19日に岩屋防衛大臣の閣議後の会見でございます。

その中で、記者会見のほうの記者からの質問で「自衛隊の地方自治体への提供については、まさに依頼ということに考えておるけれども、そういったところを法律に明記せずに求めることが適切な行為なのでしょうか」という記者からの質問がございました。

それについて岩屋防衛大臣は、回答として、「それは自衛隊法第97条と施行令第120条の規定によって、そういう資料情報を求めることができるということ

は、しっかり法的に担保されている」と申しております。

これらの法的な要件を踏まえまして、私どものほうは提供しているところでございます。

それと併せまして、令和元年12月議会で、本会議でのご質問いただいておりますけれども、この提供に協力するということにつきましましては、森山市長の方から、自衛隊につきましましては国民の生命、財産を守っていただいていると、災害時には率先してその任務に当たっていただいていると、それが自衛隊、自衛官だと思えますと、この採用事務について、それはやはり安全・安心のまちづくりにつながっていると考えておりますと。

そういう意味におきまして、自衛隊員の確保について資料提供することについては、平時のときからやはり協力できることは協力しておきたいという考えであると申し上げておりますので、本市の立場としては法的な問題も含めまして、自衛隊の意義を踏まえて協力していくという立場でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、質問番号5番に係ります増永委員の3回目のご質問で、現在のケースワーカーの配置状況と今後の体制整備についてということでご答弁させていただきます。

まず本市の令和2年10月末日現在の生活保護の実施状況でございますが、被保護世帯数が1,172世帯、被保護人員数が1,528人ということで、現在生活支援課には12名のケースワーカーが在籍しておりますので、ケースワーカー1人当たり平均9.8世帯を担当しているという

状況でございます。

これは委員もご承知と思いますが、社会福祉法上におきましては、ケースワーカー一人当たりの担当標準数が8.0世帯と規定されておりますので、本市のケースワーカーの配置数は、その社会福祉法に定める標準数と比較して2名不足しているという状況でございます。

生活支援課といたしましては、最後のセーフティネットである生活保護が最大限の機能を発揮するためには、さらなる実施体制の強化、これは必要不可欠であると考えておりますので、引き続き人事課への要望を続けてまいりたいと考えております。

併せまして、昨年の令和元年10月以降、女性ケースワーカーの配属はございませんので、その女性ケースワーカーの必要性につきましても併せて要望を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 PFOAの関係でございます。

会議録につきましましては、今年度の分の要点録は作成いたしておりますので、今後、共通の会議録は作成しないという感じで大阪府のほうを取り決めをされておられますので、摂津市オリジナルの要点録というのは今後作成していく予定でございます。

それで会議当日の資料につきましましては、大阪府のほうから非開示資料もあると伺っておりますので、大阪府のほうも情報公開条例等々に基づいて、黒塗りで資料をお渡しする場合がありますかと思っております。

そのような状況でございますので、資料等につきましまして、我々としても情報開示等の請求があれば、大阪府と同様に開示しな

い部分、開示する部分を精査しながら開示していくことになろうと思っております。

それと水以外にPFOAが体内に入らないのかということでございます。

繰り返しの答弁になりますが、中央環境審議会が答申されておられます。その目標値を示される際に、一日の限度は体重1キロの方に対して20ナノで、日本人の場合は50キログラムを基準になされているようでございます。

これは20ナノ掛ける50キログラムですので、1,000ナノというのを一日にということを一一定、答申としては示されておられます。

それでその中で、水に関する寄与率でございますけれども、0.1で10%という数字が示されております。

そこから読み取りますと、体内に入るうち、きっちりしたデータがないようでございます。それぞれ体に入る割合について。その場合は10%というのを環境省として、水については10%というのを決めておられるみたいですので、1,000割る10ですので100でございますけれども、人間一日に2リットルの水を取るだろうということで、100割る2ということで、一日の暫定的な目標値を50ナノと決められたということでございますので、この50ナノを決められた際には体内に入るPFOAというのは10%ということを出算計算に用いられているということしか、私としては答弁できないということでございますので、私自身の個人的な感想と申しますより、答申で出されているこの数字をもって答弁に代えさせていただきたいと思っております。

それと水環境以外に、今目標数値としては算出されておられませんので、我々として

は大阪府に対して、水監視の要請をしているということでございます。

それで今委員がおっしゃいました、大学の関係機関、大学教員から要望書等が出ております。我々だけではなくて摂津市議会のほうにも出ておりますので、オープンになっている資料という認識を持って大阪府のほうにも情報提供しておりますし、市民の方から頂いた情報で、大阪府に伝えてほしいというご要望がある内容につきましては、大阪府にこういう形で数値の情報というのを大阪府には伝えておりますので、そのいろんなやり取りの中で、当初はその監視項目、監視地点を1か所ないし2か所ということで、大阪府はおっしゃっておられましたけれども、今月に入りまして、既にご紹介させていただいております水路なり井戸の監視の追加についてご検討されて、現在地元の方でございますとか、水路を管理しておられる関係機関等々と協議に入っておられると。

ただ増加部分の箇所数については、まだ我々は数字を頂いておりませんので、大阪府のほうからその箇所数が決まりましたら、また議会の皆さんにも情報を提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 摂津市独自でその作物やら土壌やら、それから人体に対しての様々な調査というのは。

山本課長。

○山本環境政策課長 分かりました。今委員もおっしゃった作物でございますとか、お体の中の血液でございますとか土壌でございますとか、目標値というのが今は決まってないような状況でございますので、我々としては検査については実施しないというのが現時点での考えでございます。

○渡辺慎吾委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、質問番号13番、大阪市の埋立てに関するご質問でございます。

大阪湾フェニックスセンターを管理しております大阪湾広域臨海環境整備センターでは、毎年参加団体を対象に説明会が開かれまして、事業報告等が行われておりますが、大阪市などの個別の市町村の状況についての情報は、現在は聞いておりません。

しかしながら埋立ての処分量につきましては、近畿圏の市町村168の団体が参加し、全体の処分の総量が決まっている中で、大阪湾フェニックスセンターの計画においてそれぞれの処分の枠が決められております。

その枠の中でどうするかは市町村が判断すべきことかと考えておりますが、枠をふやすとか、そういったことについては一市単独で変更ができるものではないと考えております。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは産業振興課に係りますご質問についてお答えさせていただきます。

質問番号16番で、企業立地の奨励金です。受けている企業に関して派遣切りとかそういう申し入れをするかということではございますが、奨励金を受けている企業はもちろん一定こういう雇用のご協力も頂いていることではございますし、実際にアンケートの中では継続して重視される。本市を選んでいただいた一つの理由として、従業員の確保のしやすさということもございますので、実際に市内の状況から、ハローワークの状況から考えても、まだまだ求人よりも求職のほうが、本市に関してい

いますと多い状況でございます。

そういう状況から考えて、特にそういう派遣切りとかいうような申し入れは、今のところ考えておりません。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは4回目を質問させていただきます。

質問番号が2番になります。住民基本台帳、自衛隊への名簿提供の問題です。

この第156回国会は様々にいろいろともめた国会です。特別委員会は、実は個人情報保護法成立の1か月前であり、自衛隊に市町村から様々な情報が流出しているという報道を受けて、保護法が成立しなくなるとは大変だと、急遽開催を行われたものであります。

このときも自衛隊募集のための情報収集として、氏名、住所、生年月日、性別の4情報以外に、保護者、家族、職業、健康状態など様々な情報、センシティブな情報までが流れていたというようなことで、当時の石破防衛庁長官は謝罪し、今後は氏名などの4情報に限ることを徹底すると国会で宣言を行っているものでございます。

確かに総務省の大臣は、個人情報の保護はそういう内容であるから、住民基本台帳法があってもいろんな情報を出せるんだと言いましたけれども、国会で猛反発を食らっています。

それならこっちでちゃんと守らないとあかんという、法律がありながら、それならその資料請求ができるというような、そういう施行令ですと引っぱり出せるのかというので、すごく問題になっているからこそ防衛庁長官は謝罪もして、先ほど紹介しましたように、あくまでお願いですと。それでそれについてどうされるかは市町村の判断ですと。

それでお答えは頂いてないのですけれども、そういう情報を、私の情報を出してもらったら困るよという方がいらっしやったら、それはその市町村でそういう判断をしていただいたら結構ですということまで言うてはるわけです。

確かにこの問題は何回も議論がされている問題ですけれども、個人情報保護法そのものは、個人情報を守るというのが趣旨で、それでどうしてもそれが必要なときにだけ出してもいいよという内容だと思うんです。できるというようなことで、ずるずると出していいのかというようなことになりますよ。

この4情報というのであって、そのときに石破防衛大臣が4情報に限りませうという宣言をしたからそうなっているだけで、何もこれは4情報ということで、何か縛りがあるわけではないんです。でも本当に問題があるから、4情報に限りませうということで宣言して、しかもお願いでございますという、そういう言い方をしているわけです。

そうやって宣言したにもかかわらず、先ほどもう摂津市の情報は4情報ではなくなっているわけです。在日の方とか、そういう情報が入っている、そういう人を省いた名簿をつくるということは、どこかへ流出して、それで誰かが来て、この名簿の中にこの人はいてないなという、この人は日本人住民というのですか、そうじゃないんだなと判断することが可能なわけです。そういう情報になっているということ自体が、ものすごく問題だと思いませんか。これはその国会で当時の石破防衛庁長官が約束したことと、もう違ってきているじゃないですか。

私は自衛隊の方々が災害時に一生懸命

に命をかけて頑張っていることは、本当にありがたいことだと思っています。何もそのことを否定するものではありません。でもそれは自衛隊の方々が自分たちでアピールして、自衛隊員を募集しますとやりはったらいいわけです。

住民基本台帳法を横に置いてまで、それぞれの方の意思も確認せずに、情報を提供してしまうというのは、これは間違っているんじゃないかなと思いますので、ぜひこの点についてはこれからも正していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

情報を出されたくない人への除外の仕組み、これについてお答えを頂いてませんので、このことについてはお問ひをしたいと思います。

次です。生活保護についてです。

1 ケースワーカー当たりの世帯数で100世帯は何とか切りましたけれども、まだまだ本当に大変だなというのを、98世帯ですか、これはケースワーカーの方々は本当に大変だと思います。せめて80世帯になるように、しっかりとケースワーカーの増員をお願いしたいと思います。

そしてやっぱり女性の増員というのをぜひお願いしたいんです。DVで逃げてこられたというような方は、幾ら優しい男性ケースワーカーであっても、男性ただというだけで怖いとか、そういう問題があるんです。

それでやっぱりその男性のケースワーカーだって、なかなかやりづらいつらいつらとか、相手のことを思うとなかなか言いつらいつらとか、そういう場面はあると思うんです。せめて女性ケースワーカーと一緒に行っていただくとかするとすごく違うと思いますし、ぜひ女性ケースワーカーも確保し

ていただきたいなと思います。これは要望としておきます。

続きまして、PFOAの問題です。

住民の福祉の増進というのは、摂津市の使命ではないのでしょうか。摂津市は、今は基準が定まっていないとか、いろんなことを言ってはりますけれど、水質の基準値、これができたのは最近です。これができるずっと前から、ダイキン工業と大阪府とともに対策会議をやっていたじゃないですか。

基準などはまだまだなかったですよ。大阪府に呼ばれたからやってただけですか。ダイキン工業1企業が自分のところの会社のためにやってはる、地域の人のためにということもきっとあると思います。そういう対策をやるといったからと、何の基準もないものにどうして、最初の何年間かは1年間に3回も4回もやってはりました、摂津市役所の場所を貸して。基準がないからできないのなら、こんなことをしないでしょ。基準ができてからでは遅いんです。

沖縄県とかでは相手は米軍基地ですから、なかなか情報が出にくいとか、いろいろ言っていきにくいとか、たくさんハードルがあると思いますけれども、ダイキン工業は自ら自分たちでそうやって対策をやってきたわけです。話ができる相手じゃないですか。何でそこに対してそんなに頑なに、要望することもできないような言い方をするんですか。一緒になって、こういう問題も出てきたんですよと、一緒に調査していただけないのでしょうかというように市民の立場に立って、摂津市こそが言っていくべきではないのですか。そういう場をつくってはるわけですよ。何のための対策会議ですか。

数値が決まったものを量るだけなら、何

もそんな、ここで一生懸命に私も言うこともないですけども、ダイキン工業がそういう環境のためにやろうとしておられる、そこにサポートをしてきたわけです。だからもう一歩進んでくださいと言っているんです。

大阪府とともにサポートしてきたわけでしょう。さらに数値も決まった、暫定的とはいえ。それで市民からの要望も上がっている、もちろんその要望を伝えていただいたと思いますけど、伝えるだけじゃなくて後押しをして、自らやっぱりそこは市民の命と健康を、安心・安全、これを守るためにもっと調査したほうがいいのじゃないですか、やりましょうよと言っほしいのです。

市民の命、健康、安心・安全を守る立場に立つのかどうか、これについてお答えください。

資料については今おっしゃっていただいた、出していただけるということです。お願いしたいと思います。

それからダイキン工業の工場内の数値等の公開、これもぜひ求めていただきたい。もちろん非開示とするようなことはあると思います、個人の名前が出てくるとか。そういうところはもちろん黒塗りでももちろん出てきます、それで結構です。

でもダイキン工業の内部の数値というのは非常に大事な、この問題を考える上での資料ですから、そういうものも出していただくように求めてほしい。これについてもお答えください。

それから暴露の経路があるかもしれないということについて、なかなかそうですねとは言っただけじゃない。でも水だけではないとも言っ切れない。そんなお返事だったと思います。

でもさっきも言いましたけど、目標値とかそういう値が決まるというのは、結果が出た後なんです。

今の結果だって、いろんなところで被害に遭った、アメリカでたくさんの被害が出ているわけです。そういうものに基づいて数字が出てきているわけです。

もちろん動物への実験結果とかそんなものもあります。でも人に対してどうかというのが分かってないわけでしょう。そこはアメリカで被害に遭った方とか、そういう方々の数値を基に判定するわけです。

被害が進行したら、それは数値は出てきます。でもそれはとっても悲劇じゃないですか。この摂津市の市民をこんな目に遭わせていいのですか。その前に動きましょよ。

井戸や水路をふやしていただいたことは前進だと思っています。でもそれだけではなく土壌や作物、人体の濃度を摂津市として調査する、または府やダイキン工業に調査を求める、こういうことをやるのかどうか、この3点をもう一度しつこいようですが、非常に大事なことなのでお伺いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それから13番です。大阪湾フェニックスセンターのことです。

なかなか大阪市の計画がどうかということについて明らかになっていないところですので、しかし非常に大きな自治体で、ごみの量も大きいですし発言権も大きいです。

委員がいらっしゃいますよね、その中の一人ではなかったですか、大阪市は。ですので摂津市が意見を言う前に決まっちゃったということになるかもしれないので、この辺はしっかり情報収集して、必要なこ

とがあれば言うべきところは言っていくということで、ぜひお願いしたいと思しますので要望としておきます。

立地奨励金のところですよ。派遣切り、非正規切り、そういうものがないであろうと思っているというお話でしたが、それこそ思い込みで物事をやっていってはいけません。

まず、ありませんかと聞いてください。こんなことをしてないですよと。それでもしあったら、もちろんやめてくださいと言ってほしいし、なかってもそういうことのないようにお願いしますと、ぜひ言ってください。以上です。これも要望としておきます。

この質問については以上です。

○渡辺慎吾委員長 答弁をお願いします。

松方部長。

○松方生活環境部長 先ほどの除外申請の件についてご答弁申し上げます。

委員がお示しいただいた山口市の自衛官募集事務に係る対象者情報の提供について、情報提供を希望されない方への対応ということで、除外申請書という様式をつくって、それを運用されているというところでございます。

それで本市については、まだその制度ができておらないという状況でございますけれども、制度の仕組み、それから可否も含めてですが、今後検討していきたいと思っております。

○渡辺慎吾委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 PFOAに関して3点ということでございます。

住民の福祉のくだりでございますが、地方自治法の方針に基づいてご質問されていると思っておりますので、地方自治法に基づいてそのようなくだりはあるということは



理解いたしております。

2点目の会議資料でございます。先ほど  
もご答弁申し上げました。

会議を主宰しているのは大阪府でござ  
います。大阪府として情報公開請求があっ  
た場合でも開示をしないという資料があ  
るということを説明されながら、我々は会  
議に挑んでおりますので、その趣旨に沿  
って資料請求があった場合は対応するとい  
うことでございます。

今おっしゃった企業が出された資料につ  
きましても、大阪府は現在、開示をしな  
いという資料になっておりますので、我々  
としてはその趣旨に基づいて対応するとい  
うのが現在の考え方でございます。

それと会議の役割は何回も申しますけ  
れども、環境水及び排水中の濃度調査につ  
いて効率的に進めると。調査について効率  
的に進めるといふことと、情報交換、情報  
共有でございますので、大阪府が調査され  
る場合、我々として協力できるところは協  
力するというのが我々の役目でございます  
ので、会議の趣旨というのはそういうこ  
とであるということを改めてご理解いた  
だけたらと思っております。

それで繰り返しになりますが、最後の質  
問につきましては、今我々としては目標値  
が定まっていないというこの中で、摂津市  
として独自に市単独で調査を実施するとい  
う考えは、今のところ持っていないとい  
う考え方でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 ご答弁いただきました。  
除外申請の制度はぜひ検討して進めてい  
ただきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いします。要望とします。

PFOAの問題についてはまだまだ本  
当はいろいろと議論しないといけない問

題がたくさんありますので、今後も引き続  
き行っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。  
水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、7点を質問させ  
ていただきたいと思います。

まず自治振興課に関する内容です。決算  
概要と事務報告書を基に質問させていただ  
きたいと思っております。

一つ目は決算概要の54ページですけ  
れども、市民相談事業に関連してです。

事務報告書の中の101ページですけ  
れども、所管別の市民の声処理状況とい  
うのがございます。

前年の平成30年度を見ますと、トータ  
ルで353件ということでしたけれども、  
令和元年度は自治振興課171件となっ  
ております。ちょっと数的には大きく変化  
しておるんですけれども、その理由につ  
いてお聞かせいただきたいと思います。

それから2点目です。同じく自治振興課  
に関しまして、決算概要の56ページです。  
別府のコミュニティセンターの件です。

平成28年12月に開設されましてから  
早いもので4年目を迎えるということ  
で、3年が経過してまいりました。

これまでの総括と課題についてお聞か  
せいただきたいと思います。

次に、3点目です。文化スポーツ課のほ  
うですが、決算概要の72ページに体育施  
設維持管理事業がござります。これの青少  
年運動広場改修工事についてです。

私も居住地の地元ということで、事業説  
明会にも事前に参加させていただいたり  
したんですけれども、この青少年運動広場  
における改修工事で様々な地域のお声があ  
ったと思うんですけれども、最初に考え

ていたこと以外に、地域から出ました内容についてありましたら教えていただきたいと思ひますし、どういふ対応をしたのかお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、4点目です。環境政策課に関するところですが、決算概要96ページに温暖化対策事業がございます。

これについては様々な取り組みがあるかと思ひますけれども、特に環境家計簿について、これまでの経緯と取り組み内容や、今後の課題について挙げられるものがありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、5点目です。保健福祉課に関するところなのですが、決算概要の92ページになります。

がん健診事業の件です。事務報告書は167ページに具体的な数字が載っていますけれども、このうちの胃がん健診について見ますと、受診率が9%ということで、ほかのがん健診よりも受診率が低い状況です。現在行っている健診の方法についてお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、6点目です。高齢介護課に関する内容です。

決算概要の76ページに高齢者の移送サービスの委託料というのがございます。事務報告書は182ページにも掲載されておりますけれども、この高齢者移送サービス委託料の決算額というのが約960万円で執行されているわけなんですけれども、具体的な金額の内訳についてまずはお尋ねしたいと思ひます。

最後に7点目になります。高齢介護課の内容になりますけれども、決算概要の252ページに認知症総合支援事業というのがございますけれども、これは平成30年度から実施されている事業だと認識して

おりますけれども、令和元年度に取り組んだことについて教えていただきたいと思ひます。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾委員長 丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 それでは1番目のご質問にご答弁させていただきます。

決算概要54ページ、市民相談事業に関連して、所管別市民の声処理状況で合計件数の件、あと理由、内容についてご説明させていただきます。

市民の方からの要望、陳情及び苦情等があります市民の声の処理状況につきまして、平成30年度は6月の大阪北部地震及び9月の台風21号の影響により、建物や道路の損傷、散乱ごみの問題、その他生活環境全般に関するお問い合わせが多かったことにより、例年より多い数字になってございます。

なお、市民の声の処理件数の推移といたしましては、平成28年度は179件、平成29年度は233件となっており、平成30年度の処理件数353件は、突出した件数となっております。

また市民の声の内容でございますが、傾向といたしまして空き家や空き地に対してのお声が年々増加してきております。

令和元年度は171件のうち55件の約3割が空き家、空き地に関する相談でございました。

続きまして、質問番号2番でござひます。別府コミュニティセンターの総括及び課題についてでござひます。

別府コミュニティセンターは別府公民館、第19集会所を統合し、平成28年12月に開設してから間もなく4年が経過しようとしております。

統合されました施設、別府公民館の平成

27年度の使用件数、あと第19集会所の使用件数を合わせますと1,194件でございました。

コミュニティセンターの令和元年度の2,435件を比較しますと、約2倍ご使用いただいております、稼働件数を比較いたしますと、地域の方々にご活用いただいていると評価しているところでございます。

一方、稼働率につきましては25%になっており、施設的には使用に関して余裕がある状態と理解しております。

令和元年度の施設利用アンケートでは、利用者の約6割が別府小学校区の方々となっており、地域の方々と連携した事業や、コミュニティセンターまつり等のイベント、自治会等を通じて自治会等の地域団体への利用促進を進め、さらにご活用いただけるよう努めてまいります。

○渡辺慎吾委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課に係りますご質問にお答えいたします。

質問番号3番、青少年運動広場改修工事に関することですけれども、地元自治会に対する事前の説明であったりとか、委員もご参加いただきました地元工事説明会を実施したりするなど、事前に地域の方に対して丁寧に説明したり、ご意見を伺ったりしておりましたので、大きく想定を超えるというようなことは起きませんでした。

ただそんな中、1件、工事における騒音、振動に対するお声を近隣の方から令和元年の年末に頂戴いたしましたので、ご自宅に赴いてお話をしてお話をして納得いただいたという事案はございました。

また工事の現場に顔を出されて質問されていく市民の方々がおられまして、工事の責任者の方にはできる限りきめ細やか

な対応をしていただいております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 質問番号4番目の環境家計簿についてご答弁申し上げます。

取り組み内容等々のご質問でございます。市のほうで決まったフォーマットをつくっております、電気、ガスの使用料等々をご入力いただくということで、節電といえますか節約効果を得るためにそういう環境家計簿の事業を実施いたしております。

課題ということでございます。令和元年度で申しますと、エントリーいただいた方が350世帯ございましたが、フォーマットを最後まで達成いただいた方が244世帯ということで、100世帯以上が達成されていないという現状でございます。

一部、転出されたりとかがございますけれども、やはりそれぞれ電気、ガスの自由化等々がございまして、なかなか使用料が把握しにくいとか、どこの数値を入れればいいのかというようなご相談も受けておるようでございますので、そのあたりはご参加いただいた方のなるべく全員が達成していただくということが一つの課題であると認識いたしております。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号5番、がん健診事業の胃がん健診についてのご質問にお答えいたします。

胃がん健診は保健センター及び大阪がん循環器病予防センターにおいて実施しており、全て胃部X線バリウム造影検査による方法となっております。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号6番、高齢者日常生活支援事業、高齢者移送サービス

委託料についてでございます。

決算額961万8,664円の具体的な金額の内訳といたしまして、シルバー人材センターにこの業務は委託しております。軽自動車の福祉車両4台、運転手が9名での運用を行っております。金額の内訳としましては、この運転手9名やシルバー人材センター事務局の職員の人件費、これを併せまして約9割でございます。残りはガソリン代などとなっております。

次に、質問番号7番、日常生活総合支援事業につきましては、介護保険特別会計です。介護保険特別会計のところで改めてご答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず1点目、自治振興課の市民の声ということでご答弁をいただきました。市民の声というのはいろんな角度がありまして、担当課としても多大なご苦勞をしておられることと思っております。処理数が前年に比べて少なかったということにつきましては、台風の影響等であったということで理解をいたしました。近年、空き家や空き地に関する相談件数が増加しているということなんですけれども、ケースバイケースでいろんなことがあると思うんですけれども、どのように対応されているのか説明をいただきたいというふうに思います。

次に、同じく自治振興課の別府コミュニティセンターの件です。これまでの経緯についてお答えをいただきました。要望になりますけれども、地域に根差したコミュニティセンターとして、これまで以上に市民の皆様喜んでいただけるようにご尽力をお願いしたいというふうに思います。

稼働率の向上につきましては、地域や市民のニーズにお答えできるような取り組みがどの程度できているのかどうか、これが大きな課題になってくると思います。単に貸館運営業務のみならず、催しやイベントをコーディネートすることまでできているのかどうか。また、地域性として中小企業もたくさんございます。場合によっては、企業活動の推進に結び付くような会議室としての利用等、こういったアナウンスも産業振興課等とも連携を取っていただいて、強化をしていってはどうかなというふうに思います。

いずれにしても、利用してみたいなと思っただけなのかどうかというのが大きなポイントになると思います。3年間の今までの経験に基づきまして、公民館やコミュニティセンターという二つの運営業務があると思うんですけれども、その運営体制についても再確認をしていただいて、よりよい運営ができるように、これまで以上に頑張りたいことを要望いたします。

次に、文化スポーツ課の青少年運動広場の件です。要望になりますけれども、間もなく新しい味舌地区の体育館の建設がこれから始まるようしております。味舌地域は、鶴野地域とは異なりまして、道路も非常に狭隘であります。そういった意味からすると、交通事情を非常に心配をしているところです。以前に、旧正雀保育所の工事のときにも、地元でお声を頂いていると思うんですけれども、もう一度、どういうことがあったのかしっかり確認をしていただいて、また鶴野地域で生じてきました声なき声にも、鶴野地域のほうでももう一回聞いていただいて、参考にさせていただきたいと思っております。

とにかく、事故なく工事を無事に終了して、本当に地域に誇れる体育館の建設が行われるように要望いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、4点目の環境家計簿の件です。取り組みについては、内容をよく理解できました。これは長年の取り組みで、毎年楽しみにしておられる方もおられたと思います。しかしながら、答弁がありましたように、電気やガスの自由化によって、今月何キロワット使ったのかとか、そういった情報が非常に入手しにくくなっている現状もございます。そういう意味では、開始してからの時間もかなり経過をしておりますので、現場のニーズや情報環境に合った内容にアレンジをしていただいて、SDGs等の考えにも照らして、さらにICTも場合によっては活用していただいて、容易で省エネ意識の向上に役割を果たすような内容に発展をして取り組んでいただきたいことを要望したいと思います。

次に、保健福祉課のがん健診です。5点目です。バリウム検査なんですけども、実際に受診された方は、皆さん共通に、あれは大変やというふうな意識はあるのではないかというふうに思うわけなんですけども、高齢者の方は、特にバリウムをのどに通すのにまず大変でありますし、その後、アクロバットまではいきませんが、上下左右に回転するなど、本当に何か途中ですごく辛くなってくるわけなんですけどもね。そういう意味で、がん健診の受診率向上に向けての取り組みとして、胃カメラによる健診を取り入れる予定はないのかどうか、2回目、お尋ねしたいというふうに思います。

次に、6点目の高齢者の移送サービスの件です。現状、福祉車両4台で運用してい

るというふうなことですけども、さきの委員とのやり取りにもありましたけども、一番課題になっているのが予約が取りにくいというふうな話だったかと思います。そういう意味で、今後、例えば台数をふやすとか、何か手法を検討する必要があると思うんですが、それについての考えをお尋ねしたいと思います。

7点目の認知症の件につきましては、特別会計の審査のほうで改めてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 1番目の質問にご答弁させていただきます。

市民の方からの苦情・要望等を受け付けさせていただいた場合は、現場の状況を確認した後、相談内容に関連する担当課に情報を伝え、できるだけ速やかな対応を依頼しているところでございます。

近年、傾向にございます空き家・空き地のお声に関しましては、空き家であれば、現況の確認や所有者への連絡など建築課と協力して行っております。また、空き地につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、土地所有者を調査し、状況をお伝えさせていただく等の対応を行っているところでございます。管理がなされていない空き家・空き地は景観が悪くなるだけでなく、ごみの不法投棄のたまり場となったり、雑草が生い茂り害虫が発生したり、放火や不法侵入などの犯罪の温床になる懸念を生じる等でございます。様々な問題に発展する恐れがあります。迅速な対応が求められますが、解決までに時間を要するケースが多く、中には所有者と連絡が取れない場合もございます。今後は、このような困難ケースについて、対応を検

討してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号5番の胃がん健診についてのご質問にお答えいたします。

胃がん健診において、胃カメラ、つまりは胃内視鏡検査でございますが、胃内視鏡検査による健診のニーズがあることは認識しております。ただ、医療機関のご協力がなければ実施できないため、今年度、胃内視鏡検査が可能な市内の医療機関を対象として状況の調査を行っているところでございます。また、胃がんの患者はほぼピロリ菌に感染していると言われております。市では、20歳から60歳までの市民を対象に、1回限りの検査でございますが、保健センター及び市内の受託医療機関において健康診査の追加項目として、血液検査でのピロリ菌検査を実施しております。検査を通じて、胃がん発症のリスクが高いと思われる方を把握し、胃内視鏡による精密検査を促しているところでございます。この検査の周知を行うとともに、より検査を受けていただきやすいように改善を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 高齢者日常生活支援事業、高齢者移送サービス委託料についてでございます。現在、予約が取りにくいという状況が続いておまして、台数をふやすなど、何か新たな手法をとということでの考え方です。今後も利用者の増加や、現在、市外の病院などへの送迎がふえているということでありますので、引き続き、希望の行き先や時間帯の組み合わせで調整をしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、車両台数も課題だと感じ

ております。

その他車両につきましては、現在、運用している車両が老朽化しているということもございますので、現在、運用している車両の更新と併せまして、台数をふやしていくということも検討課題だと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 では、3回目、質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目の自治振興課に関する市民の声への対応ということでございます。ご意見の内容も多岐にわたり、対応も大変かと思うんですけども、確かにできることよりもできないことのほうが多いのが実情かもしれません。そういう中で、できないことをできないというふうに伝えないといけないことも多いかと思うんですけども、令和元年度の声の総合計が171件ありまして、自治振興課に対するものが105件ということで、明らかに半分以上、自治振興課で受けておられるわけです。そういう意味で、どこまでも市民の心に寄り添うような、そういった気持ちで対応を続けていただきたいことを要望します。

自治会と行政とを結ぶ大事な窓口が自治振興課ではないかなというふうに思います。そういう意味で、市民の方からお話を受け取れるお母さんの存在が自治振興課の役割ではないかと思っておりますので、今後ますます存在意義を発揮していただいて、市民の声をしっかり受け止められるようにご尽力いただきたいことを要望いたします。

続いて、5点目のがん健診事業です。胃カメラによる健診を進められているということでもあります。医療機関等の様々な課

題もありますし、どの程度、助成していくかとか、そういう具体的な課題もあると思うんですけども、これからますます高齢化も進んでまいりますので、まずは、せめて高齢者の方からのそういう声に応えていけるような、そういうふうな推進をできるだけ早くお願いできたらというふうに思います。また、最近、飲み込むタイプのカメラとかもございますので、その辺も検討していただいて、進めていただきたいことを要望として終わります。

続いて、6点目の高齢者移送サービスの件です。このサービスは、利用者には大変喜ばれています。ニーズも高まってきております。市民の方から寄せられる声としては、例えば病院に行くときに、まず病院の予約を取るのか、高齢者の移送サービスの予約を取るのかという、そういうジレンマみたいなのがありまして、両方ともなかなか取れないとなった上に、この二つの予約を合わせていくのは至難のわざであるということで、最近、声をいただきました。実際、約960万円の決算額に対して、事務報告書を見ますと、延べの利用件数が約1,300件ということで、割り算して、1件当たりのコストを見ると、1件当たり約7,400円になるんですね。先日、ご質問にありましたAIを活用した予約サービスとかの提案もありましたけども、現状、シルバ人材センターの運転手も無事故に努めてご尽力していただいていることと思いますので、このコストが適正であるのかどうかという議論は今行いませんけども、市が運営する移送サービスという点では、大きな安心感があるというふうに考えております。その上で、同じコストをかけるのであれば、どうすればいいのかということを実際に市民の方が予約をするの

に苦慮しているという声があるわけですから、さらなる効率化を進めていくのか、また受入れのキャパを大きくしていくのか、しっかり検討していただきたいというふうに思います。

今後、高齢化が進み、ますますニーズは拡大していくと思います。例えば、民間の介護サービスも、事業者の実情をリサーチすることも大切ではないかなというふうに思います。官民が相乗的に働いて、市民サービスの向上のために努めていただきたいなということを要望したいと思います。

また、先日の本会議で、障害者の移送サービスについての質問をさせていただいたんですけども、現場の初乗りチケット方式からチャージ式カードを活用した費用弁償的な取り組みについて、利用頻度の少ない方やサイズの大きい車椅子への配慮も含んで、しっかり市民の方により喜んでいただけるように取り組んでいただきたいことを要望しまして、質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 他にございませんか。

福住委員。  
○福住礼子委員 それでは、質問をさせていただきます。

1番、市民課でございます。これは決算書、歳入の52ページ、項3委託金、目1総務費委託金、節3戸籍住民基本台帳費委託金の中の人口動態調査委託金についてなんですけども、まずこの内容についてお聞きをしたいと思います。

また、事務報告書の117ページに、調査票作成事務の月別・種別の内訳が記載をされております。去年の令和元年の予算審査に係る委員会の折に、天皇即位の儀によって元号が変わるタイミングで婚姻届を出す人がふえるというようなお話をさせ

ていただきましたが、婚姻表の5月と11月の件数が多い理由についてお聞きしたいと思います。

2番目、文化スポーツ課です。決算概要70ページ、スポーツ推進委員活動事業についてです。スポーツ推進委員の皆さんは、スポーツ基本法にもありますように、日々、摂津市におけるスポーツの推進・普及に努めていただいておりますが、現在の人数、また年齢構成や男女比についてお答えいただきたいと思います。

3番目、同じく文化スポーツ課で、決算概要70ページ、市民ニュースポーツのつどい事業についてですが、市民ニュースポーツのつどい事業委託料の決算額14万6,000円についての内容をお聞かせいただきたいと思います。

4番目、保健福祉課になります。決算概要72ページの社会福祉協議会補助事業についてですけれども、事務報告書の165ページに、この事業の内訳が記載をされておりました。小地域ネットワーク活動状況が中学校区ごとにサロン、リハサロン、子育てサロンなどの実績数が入っております。この内容について、お答えをいただきたいと思います。

5番目、保健福祉課でございます。決算概要92ページ、がん健診事業でありますけれども、先ほど水谷委員も、また前は香川委員も質問されておりましたけれども、私からは全体的な未受診者に対する受診勧奨について教えていただきたいと思っております。

質問番号6番、高齢介護課です。決算概要76ページのひとり暮らし高齢者等安全対策事業、ライフサポーター業務委託料の令和元年度の取り組みの実績についてお答えいただきたいと思っております。

7番目、同じく高齢介護課です。決算概要78ページのゲートボール場等管理事業の土地借上料についてです。令和元年度の決算額が286万951円と、平成30年度前年に比べますと143万453円の増額となっておりますので、この理由についてお聞きしたいと思います。

8番目、障害福祉課でございます。決算概要82ページの障害者雇用助成事業について、これは前年の平成30年度に続いて、令和元年も予算執行をされておりませんので、現状についてお聞きしたいと思います。

9番目、障害福祉課です。決算概要82ページ、チャレンジドオフィス事業についてですけれども、このチャレンジドオフィス作業員に、支援員の方は丁寧に仕事を教えていただいていると思っております。作業員の方は一般企業への就職につながっているのか、そのあたりの取り組みと実績についてお答えいただきたいと思っております。

10番目、環境政策課です。決算概要の96ページ、環境美化事業についてですが、美化ボランティア制度が4年目に入ったということで、びかぼ通信にも書いてありましたけれども、第4火曜日に市内3か所をローテーションしながら美化活動を続けておられます。環境美化としての効果について、お答えいただきたいと思っております。

11番目、環境業務課になります。決算概要98ページ、ごみ減量啓発事業についてですけれども、令和元年10月1日、食品ロス削減推進法が施行されました。平成29年度の食べられるのに廃棄された食品の量というのが公表されておまして、年間612万トン、そのうち家庭から出ている量が214万トンに上ることから、削減への取り組みというのが今、重要課題と



なっております。令和元年度において、どのような取り組みをされたのかお聞かせください。

12番目、産業振興課です。決算概要106ページ、中小企業金融対策事業についてです。事務報告書の141ページに、中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項に係る認定書取扱状況について記載がされております。前年に比べて、第4号の認定が70件近くふえておりますので、全体的な内容も含めてお聞かせいただきたいと思っております。

13番目、国保年金課に関わると思っております。この質問は、決算書、決算概要にはありませんけれども、ちょっと教えていただきたいテーマとして、事務報告書に記載はされております。217ページに、国民年金被保険者移動状況というのがございまして、表の一番右端に産前産後免除という欄があります。これは平成30年度にはなかった項目だと思いますが、新しい制度であるのか、また制度概要と申請状況についてお聞きしたいと思っております。そして、同じくこの表の中ほどには、不在被保険者という項目もありました。これがどういったものなのか、併せてお答えいただきたいと思っております。

最後ですけれども、これは要望でございます。障害福祉課に関わることですが、決算概要の78ページに、老人医療費助成事業について載っております。老人医療費が2,857万6,844円とありましたけれども、これは65歳以上の方が対象になっている事業であります。ただ、平成30年4月に廃止が決定をされまして、現在は経過措置の期間として、来年の令和3年3月末でこの経過措置というのが終わると聞いております。そういう意味では、今年

で最後ということになるんですけれども、現在、この助成を受けておられる方にはよくよく理解をしていただきますように、また、高齢の方々でございまして、どうか丁寧な案内と、なくなったことに驚かれないようにどうか説明していただくように、これは要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 それでは、質問番号1番目、市民課に関わりますご質問にお答えします。

まず、決算書52ページ、総務委託金の人口動態調査委託金の内容でございまして、こちらにつきましては、出生、死亡、死産、婚姻、離婚の5種類のお届けにつきまして、件数等を整理し、毎月1回、保健所のほうへ報告書を提出するものでございまして、国におきまして、人口動態事象の把握と人口及び厚生労働行政施策の基礎資料となります。

続きまして、事務報告書の117ページ、人口動態調査票作成事務の5月と11月が多いというご意見ですけれども、今、確認いたしましたところ、5月につきましては出生票が75件、婚姻票80件、離婚票7件、死亡票51件、死産票1件、トータルで214件、11月につきましては、出生が69件、婚姻が49件、離婚が20件、死亡票62件、死産が0件で合計200件ということです。考えられるのは、5月につきましては、昨年度、令和婚ということで5月1日付に1日で60件の婚姻届がございました。特に婚姻の80件というのが、それ以外の月の2倍から2.5倍ぐらいに当たるので、令和婚が多かったのかなということで、それが原因だと思います。

11月なんですけども、11月が多かった理由というのが、令和元年度が186件、平成30年が187件、平成29年が170件ということで、特に突出して多かったということが考えにくくて、理由というのは、例えば、大体11月というのが婚姻がよく出てくる時期になります。時期がいいということで、それぐらいかなと思っています。

そうですね、いい夫婦の日です。11月というのが、1がいっぱいあるので、それで令和元年ということで、令和元年ということは1ですよ。1で、11月で、また11月1日ですとか11月11日、例えば、例年これはあるんですけども、11月22日ということにつきましては、毎年、いい夫婦の日ということで、毎年、婚姻届がすごく多くて混んでおります。だから、11月という数が「いい」ということで読み替えができるので、それで婚姻届が多くなるということが予想されております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課に係ります二つのご質問にお答えいたします。

まず、質問番号2番、スポーツ推進委員についてですけれども、現在の人数は、定数34名に対して28名となっており、このうち4名は今年度途中で新たに委嘱をした方々となります。次に、年齢構成ですけれども、30代が1名、40代が7名、50代が5名、60代が9名、70代が6名となっております。男女比は、男性が15名、女性が13名となっております。

続きまして、質問番号3番、ニュースポーツのつどい事業の委託料の内容についてでございますが、昨年度は市民ニュース

ポーツのつどいとして、スティックリング大会やキンボール大会、ゲートゴルフ大会など各種の大会やボッチャを含めた体験会など10の行事を行った運営費、あと器具費として、ボッチャボールセットを購入、その他消耗品、あとけがをしたときの対応としての保険料となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号4番、社会福祉協議会補助事業の小地域ネットワーク活動についてのご質問にお答えいたします。

小地域ネットワーク活動は、地域のひとり暮らし高齢者や障害者、子育て中の親子など、支援を必要とする全ての人々が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動で、地域の自治会や団体などで組織されている校区等福祉委員会によって展開されております。事務報告書165ページの小地域ネットワーク活動状況のうち、サロン活動は校区等福祉委員会が企画し、レクリエーションや食事会など、校区によって様々な催しを行っております。リハサロンは、保健センターのリハビリ専門職員による体操指導や市保健福祉課の保健師による健康講話などを行っております。また、子育てサロンは、民間保育園の先生により親子で楽しめる遊びなどが行われております。その他につきましては、子どもから高齢者までが参加できる三世代交流イベントとなっております。

質問番号5番、がん健診事業の未受診者への受診勧奨についてのご質問にお答えいたします。がん健診未受診者に対して、平成26年度から乳がん・子宮頸がん未受診者を対象に受診勧奨を開始し、平成30

年度からは胃・大腸・肺がん健診を追加して実施しております。いずれも大阪府が設定している重点勧奨対象年齢から前年度と当該年度に未受診の方を対象として、郵送により実施しております。令和元年度は、胃・大腸・肺がんは1,528件、子宮頸がんは9,784件、乳がんは1,760件の受診勧奨を行い、それぞれ胃がんが54人、大腸がんが71人、肺がんが65人、子宮頸がんが970人、乳がん139人の方が勧奨によって受診されている状況でございます。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号6番、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業のライフサポーター業務の取り組み実績についてでございます。

ライフサポーター業務は、ひとり暮らし登録をされた人で、見守りが必要であると判断した人に、社会福祉協議会に委託しておりますが、ライフサポーターが戸別訪問を行い、見守りや状況に応じて必要なサービスにつなぐということを支援として行っております。令和元年度末における訪問実績ですが、ひとり暮らし登録をされている方1,350人、訪問回数は7,059回でございました。平成30年度と比べますと、対象者数が100人、訪問回数が539回の減少となっております。また、75歳以上高齢者のうち、一人世帯及び高齢者のみの二人世帯は1,254人、訪問回数が2,119回でございました。平成30年度と比べますと、対象者が963人、訪問回数は1,364回の増加となっております。

続きまして、質問番号7番、ゲートボール場管理事業の土地借上料の決算額が208万6,951円ですが、平成30年度

に比べて104万3,453円の増額になっていることについてでございます。この土地借上料は、上下水道部の土地である太中浄水場ゲートボール場、鳥飼送水場ゲートボール場、旧鳥飼送水所跡地グラウンドゴルフ練習場の3か所に係るものでございます。平成29年度に上下水道部と減免割合について協議を行い、公共施設の使用料において、社会福祉のために使用する場合、4割減免となっていることを参考にしながら、上下水道部の土地借り上げにおいて、路線価などを基準としまして5割減免するということに取り決めております。ただし、激変緩和として、平成30年度は9割減免といたしまして、その後、減免割合を1割ずつ減らしていきまして、令和4年度以降は5割減免とすることになっております。これによりまして、平成30年度が9割減免、令和元年度は8割減免であるために、令和元年度の決算額は平成30年度と比べて増額となっていることとでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 障害福祉課に係る2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目、質問番号8、障害者雇用助成事業に関し、障害者雇用補助金の予算執行がここ2年ないが、現状はどうなっているのかというお問い合わせでございます。まず、障害者雇用補助金の制度でございますが、公共職業安定所の紹介により、摂津市在住の障害者を常用労働者として雇用し、国制度である特定求職者雇用開発助成金を受け、その支給期間終了後も継続して当該障害者を雇用している事業主に対して雇用助成金を支給するものでございます。委員のご指摘のとおり、ここ2年、予算執行が

ございませんが、今年度は既に精神障害者一人、知的障害者一人の計二人の助成が決定しております。

続きまして、質問番号9、チャレンジドオフィスに関するご質問でございますが、チャレンジドオフィスでは現在、障害を持つ8人の作業員が支援員による支援や指導の下、全庁的に集約した簡易な事務作業に取り組み、市役所での仕事の経験を生かして一般企業等への就職を目指しております。平成30年度に人事課から障害福祉課に所管が移り、移管の当初は平成29年度採用の3人、平成30年度採用の二人、計5人の作業員体制でスタートいたしました。平成29年度採用の3人につきましては、一人が3年の雇用期間の満了を待たず、平成30年度中に他の自治体に就職し、あとの二人につきましても、今年4月から一般企業への就職を果たしております。また、平成30年度採用の二人につきましても、現在、就職活動に精力的に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 質問番号10番、美化活動に関するご質問にお答えをいたします。

委員からもございましたように、毎月第4火曜日に3か所、美化活動をいたしております。その3か所と申しますのが、環境美化推進地区と路上喫煙禁止地区というのを設けておりますので、この地区を輪番制で美化活動を行っているということでございます。活動につきましては、昨年度からスタートをいたしております。

その効果ということでございますが、美化活動のみの効果ではないとは思いますが、ずっと参加している職員に雰囲気を感じ

ておりますと、やはり場所によりましては、たばこのぽい捨てが減ってきているということは、感覚的なものではございますけれども、そういう感覚はあるということは日頃から申しておりますので、美化活動オンリーというより、やはり路上喫煙禁止地区と併せもって指定させていただいたということが効果につながっているのかなと思っております。

○渡辺慎吾委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、質問番号11番、環境業務課に係ります食品ロス削減についての本市の取り組みということでございます。

委員がおっしゃいましたとおり、食品ロスの削減の推進に関する法律が制定されて、10月を食品ロス削減月間、10月30日を食品ロス削減の日として定められたところでございます。法律の施行の初年度となります令和元年度でございますが、食品ロス削減月間に合わせまして、市民団体と共同で食品ロス削減パネル展やフードドライブ、食品ロスセミナーをコミュニティプラザで実施をさせていただいたところでございます。フードドライブにつきましては、初めての取り組みではございましたが、2日間で143点の食品提供をいただきまして、ふーどばんくOSAKAを通じて、子ども食堂や福祉施設等に提供が行われたところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、産業振興課に係りますご質問についてお答えさせていただきます。

質問番号12番、中小企業の金融対策事業のセーフティネットの認定の取り扱いの増についてということと、一般的な制度

についてなんですけれども、セーフティネット保証4号・5号で、新型コロナウイルス感染症の資金対策、危機関連の保証に関しましては、中小企業が融資を受けるための制度でございまして、このセーフティネット保証4号は、台風とか地震など突発的な自然災害が発生したときに、直近3か月の売上高を前年同月比で20%以上減少している場合に認定される制度でございまして、セーフティネット保証5号は、業種によって全国的に経済的な悪化がある業種に関して、中小企業の直近3か月、これは前年同月比5%の制度でございまして、新型コロナウイルス感染症対策危機関連保証に関しましては、全国の中小企業、新型コロナウイルス感染症によって資金が苦しいということで、全国、日本全ての全職種の業種を対象にという非常に特別な制度でございまして、直近1か月が前年度比15%の減少と、かつ2か月後、3か月の売上高の減少15%を見るということでございます。

大きくふえている理由でございますが、委員のご指摘のように、第4号は自然災害、新型コロナウイルス感染症の災害で3月にふえておりまして、72件の増ということになっております。また、3月だけで、全体で130件の増加というような状況になっておりますので、令和元年度のふえている状況の大半が3月の新型コロナウイルス感染症の影響と考えております。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、福住委員の13番の質問にお答えします。

事務報告書217ページの国民年金被保険者移動状況についてのご質問でございます。委員のご指摘のとおり、この表の一番右の欄の産前産後免除は、平成31年

4月から開始された制度でございます。具体的には、出産予定日または出産日が属する前月から4か月間の国民年金の保険料が免除されます。多胎妊娠の場合には、3か月前から6か月間の免除がなされる制度でございます。なお、届出・申請時期につきましては、出産予定日の6か月前からとなっております。逆に産後も免除申請は可能となっております。また、保険料を前納してしまった場合においても還付することができます。令和元年度における申請適用件数は、事務報告書に記載のとおり、合計で98件となっております。なお、表中ほどの不在被保険者についてのご質問でございます。こちらにつきましては、国民年金の加入被保険者であるにもかかわらず、日本年金機構からの通知等が届かない方を指しておりまして、こちらのほうは本市と情報共有を図りながら、その解消に努めているところですが、コロナ禍の影響等もございまして、隣戸訪問等もできておらず、そういったことが現状となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

1番の市民課に係るご答弁ありがとうございます。やはり元号による令和婚、また11月はいい夫婦ということで、結婚前からいい夫婦というのもどうかと思いますけれども、しっかり幸せになっていただきたいと思います。

昨年は、予算審査に係る委員会の際にも即位日等、祝日法によって大型連休を受けて、対応をお願いしたところ、3月の日曜開庁に続いて、4月28日と5月5日にも市民課を初め、各課が休日開庁されたことは高く評価をさせていただきたいと思

ます。そして、今年も先日11月1日、日曜日ですけれども、役所の地下受付で婚姻届を提出されているカップルに出会いました。1がそろり日なのできょうにしましたという、そういったお答えでありました。これからもこういった年号、日付が数字がそろり日というのを記念日にされる方は多いと思います。ただ、休日になりますと、1階に設置されているボードの前で記念撮影ができないことはちょっと残念かなと思っているところです。どうか晴れやかな、記念に残るような工夫というのを今後、休日に当たった場合、何か検討していただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。要望といたします。

二つ目の文化スポーツ課に係るスポーツ推進委員の事業についてですけれども、スポーツ推進委員は地域スポーツ振興の推進役でもあり、コーディネーターとしての役割が一層期待をされることであり、その責務の重要性とともに、活躍の場を広げていただきたいと思います。先ほどの年齢別、60代が9名、70代が6名と全体の半数以上の方が60歳を超えているということでございました。今後のスポーツ推進委員の育成について、どのように考えておられるのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、3番目、市民ニューススポーツのつどいについてですけれども、今年も新型コロナウイルス感染症の関係で多くのイベントも中止となっております。東京オリンピック・パラリンピックの記念事業として企画をされていたボッチャ体験会も中止となって残念に思っておりますが、せっかく購入されたボッチャセット、一日も早く活用していただきたいと思いますし、スポ

ーツ推進委員も、審査を一生懸命研修しながら日々鍛錬していただいているのも知っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。障害者が参加のできるスポーツで、障害者の方と健常者の方とが交流ができるように、そして幅広い世代がボッチャに触れる機会をつくりながら進めていただくことをお願ひし、要望とさせていただきます。

次に、4番目の保健福祉に係る社会福祉協議会の補助事業についてですけれど、先ほど内訳についてはお聞きをいたしました。中学校区ごとで実施回数に開きがあるように私は感じております。校区福祉委員会による活動とのことでありますが、運営する側の人数や会場等の事情によって、回数や参加できる人数に差ができるということはちょっと公平感に欠けることではないかと危惧するところです。高齢者や障害者、子育て親子が楽しく集って、地域の皆さんと支え合い、助け合う事業ということですので、社会福祉協議会ともこれから協議を重ねながら、活動状況に肩入れが起こらないように進めていただきたいと思います。要望いたします。

それから、5番目の保健福祉のがん健診事業ですね。先日の第3回定例会の一般質問でも、乳がん健診の受診率向上について、受診勧奨が行動につながるよう、健診の案内文章の見直しの検討、要望をさせていただきました。未受診勧奨において、どのような工夫をされているのかお聞かせください。

次に、高齢介護課のライフサポーターの業務委託についてです。75歳以上の高齢者訪問の対象者数と訪問回数がかなりふえております。その理由と、そして令和元年度の何か特徴的なことがあれば、教えて

いただきたいと思います。

次に、高齢介護課の7番目です。ゲートボール場等管理事業についてですけれども、この利用されている方たちは、利用料というのはどのようになっているのか、利用料が発生しているのかどうかについてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

8番目、障害福祉課におきます障害者雇用の助成事業であります。いろいろとハローワークの紹介とかもしばりはあるんですけど、今回は二人の方の採用が決定されたということで、本当にうれしく思っております。雇用する側も、そういった助成制度というのがあって、事業の人数によっては障害者の枠というのが決まっているんですけども、なかなか中小企業というところでは、その枠がはまらないケースも多いかと思っております。また、せっかく決まった障害者のその人たちが実際に企業に入社してから、また勤務が続けられるか、そしてさらに職場になじめるかといったこともまた、これは引き続きの課題かと思っております。終了してからの支援の継続に努めていただくよう、今後ともよろしくお願し、要望とさせていただきます。

9番目、障害福祉課のチャレンジドオフィス事業についてです。人事課から障害福祉課に移行されて、いろいろと丁寧に取り組んでいただいております。作業員の人数もふえて、仕事内容や仕事量の配分から、また、その作業が身に付くための指導等々、支援員には本当に毎日苦勞と、そしてやりがいの連続ではないかと思っております。大切な事業でありますので、どうか引き続き就労支援の継続をお願し、要望とさせていただきます。

10番目、環境政策課の環境美化事業に

ついてです。影響があったかどうか分からないけども、ぽい捨てが減ったかなという、それは私も、この3か所の駅前に立って感じる場所でもあります。ただ、阪急正雀駅近くには吸いながら入れを置かれている店舗がありまして、そこでたばこを吸い終えていくという方が結構いらっしゃいます。また、その後方を歩いている方が、それに対して禁煙エリアなのにとというふうに不満を漏らされる方もいらっしゃるのが現実であります。路上喫煙禁止及び環境美化エリアとしての取り組みでもありますので、どうか保健福祉課と環境政策課が相互に協議をしながら、この事業が周知と定着ができるように努めていただくことを要望し、終わらせていただきます。

11番目、環境業務課のごみ減量啓発事業でございます。10月が食品ロス削減月間ということで、市民とそういった開催と一緒にやっていただきましてありがとうございます。ただ、年に1回というのはなかなか定着もしづらと思います。できれば10月だけに留まらず、年間を通して、様々な施設でフードドライブを月1回でも行っていただければ、市民への食品ロスの啓発にもつながるかと思っておりますので、どうかフードバンク活動の支援とも併せたという意味もありますから、ぜひ令和3年度の実施を検討していただくよう要望し、終わらせていただきます。

産業振興課におきます中小企業金融対策事業でございます。今回、コロナ禍による支援ということで、売上が前年50%以上下がったところはいろいろな支援を受けることができました。そういう意味でも、今回のこの融資は非常に簡単に受けられるというような声も聞いております。1か月だけでも下がれば融資が受けられると

ということで、その前後がよかったらあまり関係ないんですけども、一応受けとこうかなという、そういう企業もいらっしゃるというふうに聞いております。しかしながら、今、経済状況というのもこれからどのように動いていくのか、いまだ不透明な点もあり、返済を危惧するといった税理士の声もあるのも事実です。申請された企業に対しては、担当課としても今後の動向に注意をしていただくよう要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、国保年金課についてでございます。産前産後免除制度については、おおむね理解をいたしました。出産前後では、様々支出もありますので、家計を助ける上で、国民年金保険料の免除というのは大変有意義なことだと思います。令和元年度より始まった制度ということですが、その周知についてお聞きをしたいと思います。また、母子という観点からも、庁内連携あるいは情報共有ということをどのようにされているのかについてもお聞きしたいと思います。

不在被保険者につきましては意味合いは分かりました。コロナ禍において、単身の高齢者の方が娘のお家やお孫さんのお家に一時的に同居するといった、様々生活環境の変化もあります。日本年金機構や年金事務所との連携の上で、必要な通知が、また情報が被保険者の手元にしっかり届くように、引き続きよろしく調整をお願いしたいと思います。

以上、2回目を終わります。

○渡辺慎吾委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課に係りますご質問にお答えいたします。

質問番号2番、今後のスポーツ推進委員

の育成についてですけれども、おっしゃられたように、高齢化が進んでいる状況でございます。しかし、60代、70代のスポーツ推進委員のこれまでの経験というのは摂津市のスポーツ振興にとっては必要なものであると考えています。ただ、非常勤特別職ということで、スポーツ推進委員についても、75歳定年制となっていることから、年齢構成の若返りは必須と考えています。これまで広く門戸を開いた状態で、ターゲットを絞らずに委員の募集を行ってきましてけれども、今後も同様に、門戸を開いたままでの募集を続け、さらに例えば学生時代にスポーツをやっていたけれども、仕事や子育ての関係からスポーツから離れた40代をメインターゲットに、再びスポーツに携わっていくような人材発掘の手法などを研究していきたいと思っています。スポーツ推進委員が安心して活動できるということは、つまりは摂津市のスポーツ振興の推進となりますので、引き続きしっかりと連携を取りながら、スポーツ振興を進めていってほしいと思っています。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 質問番号5番、がん健診事業の未受診者勧奨についてのご質問にお答えいたします。

未受診者の受診勧奨に当たり、平成30年度から国立がん研究センターが作成した資材を用いております。これは、研究の中で一定効果があったソーシャルマーケティングの手法を活用したものとなっております。ただ単に「がん健診を受けましょう」といったメッセージではなく、市の助成があることで、「どれだけお得な健診なのか」といったことや、未受診者の気持ちに合わ



せたメッセージや検査方法などを分かりやすく掲載するなどの工夫を行っております。今後も、どのような方法が効果的なのかを検討するに当たり、今までのやり方にとらわれず、様々な情報を収集しながら、検討してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号6番、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業、ライフサポーター業務委託料についてでございます。

75歳以上高齢者訪問の対象者数と訪問回数が令和元年度、ふえております。その理由と、令和元年度の特徴、成果についてでございます。75歳以上高齢者の訪問は、平成28年11月から開始をしております、平成30年7月末で一旦終了いたしました。しかし、訪問対象者が平成28年度に抽出をしたデータによるものであったため、平成28年度以降に転入された方や新たに75歳以上になられた方にもやはり訪問すべきということを考えまして、令和元年度は平成28年度に抽出した対象者と令和元年度時点での抽出者の差分の方を対象者として訪問を行いました。したがって、平成30年度と比べまして対象者が4倍程度にふえておりまして、これによりまして訪問回数もふえております。

続きまして、質問番号7番、ゲートボール場管理事業の土地借上料についてでございます。市民の利用料が発生するかどうかについてでございますが、ゲートボール場管理事業につきまして、市民の利用につきましては、地元自治会や老人クラブの方などが鍵の管理をされておりまして、太中浄水場ゲートボール場が平成12年度以前から、鳥飼送水場ゲートボール場が平成

13年度から、旧鳥飼送水場跡地グラウンドゴルフ練習場が平成25年度から利用されております。利用料につきましては無料となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、福住委員の産前産後免除制度に係る2回目のご質問にご答弁申し上げます。

周知につきましては、市広報誌及びホームページの情報提供を基本としつつ、申請の際には母子手帳が必要となることから、令和元年度においては保健福祉課、令和2年度からは出産育児課にて、母子手帳の発行の際にこの産前産後免除制度のリーフレットを併せてお渡しすることによって案内漏れ等を防ぐようにしております。このように、庁内連携を図りつつ、対象者に漏れないよう、引き続き適正な周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、文化スポーツ課のスポーツ推進委員の皆さんについてですけれども、ニュースポーツやハイキングなど様々な企画、また高齢者と交わるようなそういった企画なども取り入れていただいております。若い方と高齢者とが交わる機会を考え、一緒に推進できればなおよいと考えておりますので、ぜひともまた若い世代の推進委員に参加していただいて、環境づくり、仕組みづくりをつくっていただければなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、5番、がん健診の受診についてでございますが、受診勧奨に工夫をされているとのご答弁でした。がん健診の申込票に書かれている複数のがん健診の中か

ら受けたいものを選択してもらうこと、これをオプトイン方式と言うそうです。また、受けたくないものを選択する、これをオプトアウト方式というふうに言われておりまして、このオプトアウト方式を取り入れることで、受け手、受診をもらった側の心理というのが変わってくるというようなデータがあるそうなんです。嫌でない限り全て受けてもらいたいという自治体の意思が伝わるとして、実際にこれを取り入れた自治体は効果を出しているという現実がございます。それに近いような形で、今少しずつ保健福祉課も取り入れていただいているんだと思うんですが、受診率向上に可能性のある工夫はこれからもどんどん取り組んでいただいて、がん対策にしっかりとつなげていただくことを要望したいと思います。

6番目の高齢介護課のひとり暮らしのライフサポーターの業務についてでございます。75歳というのは後期高齢者となる年齢であり、そういった方たちはおおむね介護を必要とするという人もふえてくる世代だと思っております。趣味やボランティア、地域活動に取り組む元気な方もおられる一方で、健康や介護への不安、日常生活の困りごとの出てくる人も多くいらっしゃいます。この時期に、ライフサポーターがお会いをして、市や関係機関からの様々な情報提供をされることが介護予防や健康づくりに取り組んでもらう、こういうことが今後のライフサポーターの業務の狙いでもありますので、実際にこれからも実績を一つずつ積みながら、こういった業務を続けていただくことを要望したいと思います。よろしくお願ひいたします。

同じく高齢介護課のゲートボール場の管理事業についてですけれども、毎年、こ

の減免割合を減らしていくということで、令和4年以降は5割減免となりますと、随分と額のほうも上がってきて、高齢介護課の予算としての負担がふえるのではないかと思ひました。そしてまた、利用が無料ということですが、ゲートボール人口というのは今減っているかと思ひます。グラウンドゴルフをする人がふえているのは事実だという、この点があります。ただ、スポーツ広場や青少年運動広場を有料で使用されている点からも、やはりこの辺の公平性が保たれているのかどうかということは疑問に感じました。高齢者の健康と会員の親睦を図る観点からは理解をいたします。ただ、上下水道部の収益という観点から見ましたときには、費用対効果を検討して、有効的な利用に努めていただくことを要望したいと思います。

最後、国保年金課についてですけれども、国民年金における産前産後免除制度の概要及び状況について理解をいたしました。申請数が適正となりますように、出産後の届出等に漏れがないか、また確認も含めて、窓口での丁寧な案内、対応をお願いしたいと思います。そして、庁内連携として、母子手帳とセットで出産育児課でも案内をされているということは非常に有益であると思ひます。継続して、案内のほうをよろしくお願ひいたします。

コロナ禍におきまして、新生児を連れて外出する機会も減って、そういった生活環境が大きく変化をしていることから、これからのデジタル社会も見据えたオンラインでの申請手続も簡素化が進むように要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時 8分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

認定第6号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、私のほうからは1点だけ、確認も含めまして質問させていただきます。

決算概要236ページ、パートタイマー等退職金共済事業というところで、1,107万4,000円の予算計上をされておりましたけれども、決算額が936万8,624円というところで、前年度と比較しますと、190万円近く増額して執行されている状況だと理解しております。改めまして、令和元年度末時点の加入事業者数と人数を含めて、令和元年度の事業状況についてお聞かせください。お願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、光好委員のご質問についてお答えさせていただきます。

令和元年度の対象とした事業者数でございますが、報告書のとおり、28事業所でございます。被共済者に関しましては、人数が減少して131名という現状になっております。

この減少の理由に関しましては、年度末ということで、退職者がふえ、加入者がなかったということで減っておる状況になっております。

また、今年度に関しましてはいいますと、直近ということでございますが、事業者はさらに1事業者の減少となっております、27事業所で119名という減少の傾

向が続いておる状況でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 2回目は要望とさせていただきますと思いますけれども、令和元年度の状況をお聞かせいただきました。

私の記憶では、平成30年度はたしか200人以上、入れていたんだと思いますので、残念ながら減少傾向というところがございます。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、景気も悪化しているというところもありまして、さらに悪くなっていくんじゃないかなというふう

に危惧しているところがございます。当該事業は、今までいろいろと考え直すタイミングであるんじゃないかとか、いろいろとご要望もさせていただきましたけれども、零細企業などの小規模事業者に対しては、特に有効ではないのかなというふうな見方もできると思いますし、また、今からコロナ禍においていろんな影響も出てくる中で、やはりそういったところでもしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。また、そういった意味でもぜひ、中小企業退職金共済という話もありますけれども、その違いとか、あるいはもっと具体的にこういったところが違うんだというようなPRも含めてやっていただきたいと思いますし、また、いつも言っていることですが、中小企業事業者のニーズ等々の把握にも努めていただきまして、取り組んでいただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願

いいたします。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

増永委員。

○増永和起委員 パートタイマーの退職金給付金のほうですね。事務報告書140ページを見ますと、最高加入期間が332か月、27年と半年ぐらいですかね。最高給付額が87万7,567円ということで、これはお一人がもらわれた給付額だということだと思えます。パートタイマーで退職をされて、この金額を頂けたら、やっぱりちょっと一時ほっとされるんじゃないかなとこれを見ながら思っていたんですけども、平均的な退職年数といえますか、こういうふうなのがパートタイマーの加入をされている方の中で教えていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、増永委員のご質問についてお答えさせていただきます。

年度によって退職者の人数や、退職される方はいろいろな事情でありますので、ばらつきはございますが、令和元年度を参考にさせていただきますと、16名の退職者の方がおられたうち、25年以上の方がお二人、20年以上から25年未満の方がお二人ということで、あと15年から20年未満が3人ということで、比較的長い方もおられます。ただ、残念ながら5年未満、非常にも早くに辞められる方も6名おられるということで、一旦掛けられている方はやはり長期で掛けられて、ずっとパートとしてお仕事されているので、非常に有効な部分があるのではないかと思います。しかし、パートの方ですので、雇用が短い方もおられます。ただ、光好委員からもございましたように、掛け金の掛け捨てがないという特徴がございますので、もちろん働いていただくことで、退職したときに非常

に助けになるということがあるんですけど、非常に短い方がおられたとしても、むだにならないというか、そういう部分があるというふうには考えておるところでございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 そうですね。今おっしゃったように、長いこと勤めて、ちょっとまとまったお金が頂けたら、それはそれでありがたいですけども、普通、中小企業退職金共済なんかですと、短い期間だと掛け捨てになってしまうというようなことがあります。パートの職としても、長期間ということがなかなか難しいような場面もございますので、やはり摂津市のこの制度というのは掛け捨てにならないというところでは非常に有効な、有意義な制度だと思います。新型コロナウイルス感染症の時期ですけども、何かそれで影響を受けているというようなことがあればお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、増永委員の2回目のご質問についてお答えさせていただきます。

直接、新型コロナウイルス感染症の影響というふうにはお聞きはしていないんですけど、なかなか景気の先行きが見通しにくいということもございまして、退職金を掛けたいけども、なかなか掛けるのが続けていくのが難しいというお話も少し聞いたりはしております。金額はそれほど大きくはなくても、企業にとっては今、目の前がしんどくなってくるときにはちょっと見直すというお話もあるようにはお聞きしておりますので、これから状況を見ながら考えていけたらなと思っております。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 本当に今、非常にしんどい状況の中だとは思いますが、やはりこの制度のよさというのをしっかり守っていただいて、いろいろPRしても、なかなか新たな加入者というのがふえないというのがあるかもしれないですけども、何とか市としても持ちこたえていただきたいと思っておりますので、要望としておきます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後3時38分 休憩）

（午後3時40分 再開）

○渡辺慎吾委員長 再開します。

認定第4号の審査を行います。

補足説明を求めます。

野村保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 認定第4号、令和元年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

令和元年度は、国民健康保険制度の広域化2年目として、引き続き国民健康保険事業費納付金や保険給付費等交付金などの財政運営の仕組みの下、被保険者の負担の公平化及び健康づくり医療費適正化を2本柱とする大阪府国民健康保険運営方針に基づいた事業運営を行ってまいりました。しかしながら、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の蔓延により社会全体が様々な影響を受ける中、医療保険制度の一端を担う国民健康保険においても、目に見える大きな形で影響を受けたわけではございませんが、少なからず保健事業等に影響を受けているものと思われま

なお、令和元年度決算における収支は、

前年度に引き続き、財政収支の均衡化及び財政規模の縮小等を踏まえて、実質収支で1,733万2,496円の黒字となりました。国保加入者総数は1万8,729人で、前年度に比べ、年間平均で5.0%、987人の減となりました。加入者の内訳を見ますと、一般被保険者については1万8,720人で、前年度に比べ4.8%、935人の減、退職被保険者等については9人で、前年度に比べ85.2%、52人の減少となっております。

それでは、目を追って、その主なものについて補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、特別会計歳入歳出決算書18ページ、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料、目1一般被保険者国民健康保険料は前年度に比べ0.8%、1,535万8,274円の増となっております。不納欠損につきましては、7,908万9,520円で、収入未済額は6億7,258万9,977円となっております。還付未済額を除いた収納率は、一般被保険者分全体で、現年度分が91.9%、滞納繰越分が16.0%となり、前年度と比べ、現年度分が0.3%の減、滞納繰越分が1.6%の増となりました。

目2退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ78.1%、776万4,360円の減となっております。不納欠損につきましては75万7,320円で、収入未済額は574万5,895円となっております。還付未済額を除いた収納率は、現年度分が100%、滞納繰越金が17.0%で、前年度と比べ、現年度分が2.2%の増、滞納繰越分が6.6%の減となりました。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、未納保険料に対して徴収

しているものでございます。

款3府支出金、項1府補助金、目1保険給付費等交付金は、普通交付金及び保険者努力支援分、特定健康診査等負担金などの特別交付金で構成されており、68億6,673万4,350円となっております。目2事業助成補助金は、地方単独事業による国庫負担金減額に係る補助金でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、職員給与費、出産育児一時金、保険料軽減分等に係る繰入金でございます。20ページ、目2保険基盤安定繰入金は、保険基盤安定制度に基づく保険料の法定軽減に係る繰入金でございます。項2基金繰入金、目1国民健康保険財政調整基金繰入金による繰り入れはございませんでした。

款5諸収入、項1雑入、目1一般被保険者第三者納付金及び目2退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等による第三者行為による納付金でございます。目3一般被保険者返納金及び目4退職被保険者等返納金は、社会保険加入による国保資格喪失後の受診などに係る返納金でございます。目5雑入は、主に70歳以上の一部負担金に係る指定公費分でございます。項2延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、保険料に係る延滞金でございます。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、国民健康保険財政調整基金の積立てによる利子でございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度の繰越金でございます。

22ページ、款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1事業助成補助金は、制度改正等によるシステム改修に係る補助金でございます。

次に歳出でございますが、24ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員給与のほか一般事務に係る費用でございます。目2連合会負担金は、大阪府国民健康保険団体連合会の負担金でございます。目3市町村部会負担金は、近畿都市国民健康保険者協議会の負担金でございます。項2徴収金、目1賦課徴収費は、保険料の賦課徴収業務に係る費用でございます。26ページ、項3運営協議会費、目1運営協議会費は、摂津市国民健康保険運営協議会に係る費用でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、一般被保険者が医療機関を受診した際の給付に係る費用等でございます。目2退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者等に係る療養給付費でございます。目3一般被保険者療養費及び目4退職被保険者等療養費は、柔道整復師による施術や補装具の作製などに係る費用でございます。目5審査支払手数料は、大阪府国民健康保険団体連合会が行う診療報酬の審査及び医療機関への支払いに係る手数料でございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、一般被保険者が自己負担限度額を超えて負担した額を支給するものでございます。目2退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者等に係る高額療養費でございます。目3一般被保険者高額介護合算療養費及び目4退職被保険者等高額介護合算療養費は、1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超えた場合に支給するものでございます。

項3移送費、目1一般被保険者移送費及び目2退職被保険者等移送費は執行いたしておりません。

28ページ、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、被保険者の出産に際して、1件当たり42万円が支給される一時金でございます。目2支払手数料は、出産育児一時金の直接払いに係る手数料でございます。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は、被保険者の死亡により葬祭を行う者に対して1件当たり5万円が支給される給付金でございます。

項6精神・結核医療給付費、目1精神・結核医療、給付金は被保険者が精神・結核医療を受けた際の給付金でございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分は、医療給付費分のうち、一般被保険者に係る事業費納付金でございます。目2退職被保険者等医療給付費分は、退職被保険者等に係る事業費納付金でございます。

項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分は、後期高齢者支援金等分のうち一般被保険者に係る事業費納付金でございます。目2退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、退職被保険者等に係る事業費納付金でございます。

項3介護納付金分、目1介護納付金分は、介護納付金分の事業費納付金でございます。

30ページ、款4共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1共同事業拠出金は、事務費に係る拠出金でございます。

款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の実施に係る経費及び人間ドックに係る費用の助成金でございます。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費は、特定健診未受診者対策のほか、医療費適正化に係る各種保健事業等の実施に係る経

費でございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険料還付金及び目2退職被保険者等保険料還付金は、過年度分保険料の還付金等でございます。32ページ、目3償還金は、平成30年度特別交付金のうち特定健康診査等負担金に伴う精算返還金でございます。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険財政調整基金積立金は、繰越金の余剰金を積み立てたものでございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明は終わり、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、国民健康保険特別会計について3点、質問させていただきます。

1点目、決算書の18ページでございます。国民健康保険料についてでございます。令和元年度の収納実績について、改めて1回目でお聞かせいただきたいなというふうに思います。

次に、決算書20ページでございます。基金繰り入れ金についてお聞きいたします。当初予算では6,100万円、保険料を抑制財源として計上されておりました。決算額が0円というふうになっております。保険料への影響がなかったという部分が気になるころなので、その辺、どうなのかというのをお聞かせいただきたいなと思います。

次に、同じく決算書20ページでございます。雑収入ですね、一般被保険者返納金について、令和元年度の収納状況がどうだったのかというのをお聞かせいただきたい

いなと思います。

以上、3点お願いします。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、香川委員の3点に関するご質問にお答えします。

まず、1点目が決算書18ページの令和元年度の保険料の収納実績についてのお問いでございます。国民健康保険料全体の収納としましては19億344万7,836円で、歳入全体のおよそ2割程度を占めております。その中で、現年の収納率で申し上げますと91.92%となっており、恐らく新型コロナウイルス感染症の影響もあってか、後半に失速したこともあり、平成30年度の92.22%と比較しますと0.3%の減少となっております。

続きまして、二つ目、同じく決算書20ページの基金繰り入れに関するご質問でございます。委員のご指摘のとおり、令和元年におきましては、保険料の抑制財源として当初予算に計上しておりましたが、結果的に府支出金等が当初見込みよりも大きく入ってきたことから、最終的には基金からの繰り入れはなく、国保特会への繰り入れはなしで行うことができました。しかしながら、保険料の算定時にはこの6,100万円を計上した上で算定を行っていることから、抑制財源を投入しなかったわけではなく、繰り入れを行わなかったことによる保険料への影響はございませんのでご安心ください。

続きまして、同じく20ページ、雑入の一般被保険者の返納金の収納実績についてのご質問でございます。返納金につきましては、主に国保の資格を喪失した後に、まだ保険証を使ってしまったことによる医療費について対象者に返還を求めるものございまして、一般と退職、現年と過

年度分がございます。ご質問の一般被保険者返納金の実績でございますが、現年度については調定額470万634円に対して収納済額280万6,714円、収納率は59.7%、過年度については調定額623万3,350円に対して収納済額が298万3,854円となっており、収納率は47.9%となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

国民健康保険料の収納実績についてご答弁いただきました。内容についてはよく分かりました。その上で、滞納保険料の対策として、インターネット公売を利用されているというふうにお聞きしております。令和元年度の実績についてを教えてくださいなというふうに思います。

また、運営会社のほうが撤退するというふうにもお聞きしております。来年度以降どうするのか、今後の動向についても、併せてお聞かせいただきたいなというふうに思います。

次に、基金繰入金についてでございます。ご答弁で、保険料への影響はないということでしたので、理解いたしました。一方で、令和元年度末の基金残高3億8,555万7,410円というふうに増加傾向でもあります。改めて、今後の基金の運用について、考え方というのちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

次に、一般被保険者返納金について、収納状況、1回目、ご答弁いただきました。収納実績について理解いたしました。今回は、過年度分を見ますと、不納欠損額が3万2,739円発生しております。これま



での決算書ではなかったというふうに思います。この不納欠損の内容をお聞かせいただきたいと思います。また、今後の対応、対策についても、併せてお聞かせください。

2回目は以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、香川委員の2回目のご質問にお答えします。

インターネット公売の実績と今後の動向についてのご質問かと思えます。インターネット公売は、滞納処分としての動産の差押えを行った場合に、換価の手段の一つとして実施しております。令和元年度につきましては、自動車のプラモデル15件について落札があり、合計で5万4,001円の滞納保険料への充当を行うことができました。また、委員のご指摘のとおり、運営につきましては現在、ヤフー株式会社が官公庁オークションという形でしているんですが、これは今のところ、令和2年度末で恐らくなくなるといいますか、運営が止まるというふうには聞いております。ただ、この官公庁オークションそのものは継続されて、令和3年度からは新たな運営法人での運営が開始されると聞いておりますので、引き続き滞納処分の手段として活用してまいりたいと思いますし、納税課とも情報共有・連携しながら努めてまいりたいと思っております。

続きまして、基金繰り入れのご質問でございます。現在、大阪府において作成を進めております次期国保運営方針におきましても、この激変緩和措置期間においては、令和5年度末までではございますが、保険料の抑制をすることが可能となっております。したがって、同期間において、本市においても同様に、まずは保険料の抑

制財源として活用を考えております。そのほか、場合によっては保険料が収納不足になることもございますので、そういった形の保険料の補てん、あるいは保健事業の拡充などに活用していきたいと考えております。

続きまして、三つ目の一般被保険者返納金に係る不納欠損のご質問でございます。これに関しては、委員のご指摘のとおり、確かに初めてこの部分には不納欠損として上がっております。これに関しましては、平成26年度にこの科目が新しく新規番号として付与されまして、以降、調定を始めております。その上で、今回の不納欠損については、平成25年度に調定を行った返納金について、翌年度から督促を行い、以後、再三の催告を行いましたが納付がなく、地方自治法第236条第1項に定められております5年の時効により、令和元年度中に徴収の権利は消滅し、令和元年度末において、不納欠損として徴収簿を整理するに至ったものでございます。レセプト件数で換算しますと、7件分となっております。その多くが、残念ながら国外を含む他市等への転出されている対象者のものでございます。

今後の対応についてでございますけれども、脱退手続時には必ず保険証の回収を徹底することはもとより、引き続き、これらの調整方法として、保険者間調整というものもございますので、そういったことや催告書の送付など、納付折衝を図りながら、少しでも多くの返納金を回収できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ご答弁ありがとうございます。それでは、3回目、全て要望で終

わかります。

インターネット公売の実績と今後の動向についてということでご答弁いただきまして、理解をいたしました。現状、キャッシュレス決済を初め、SNSやインターネットを利用した行政事務が当たり前となっている時代でございます。国民健康保険の運営は、被保険者の皆さんの相互扶助で成り立っている制度でございます。引き続き、最新の技術を導入するなど、保険料については公平公正に納めていただくことで、財政健全化や保険料抑制につなげていただければというふうに思います。これは要望といたします。

続きまして、今後の基金の運用についての考え方ということでご答弁いただきました。これまでも述べさせていただいてますとおり、特別会計で運営していることから、一般会計からの法定外繰入に頼らない財政運営がより望ましく健全かというふうに思います。令和6年度以降を見越し、収納不足などに対応するためにも、一定の基金の確保は必要ですので、引き続き、基金の適正な運用と積立てを要望して、この質問を終わります。

次に、不納欠損の部分、内容と、こちらも今後の対応についてということでご答弁をいただきました。広域化後も引き続き、個々の市町村で残る事務かというふうに思います。回り回って保険料にも影響するものというふうに思いますので、引き続き、こちらのほうもしっかりと対応していただきますように要望をいたします。

以上で、質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、私のほうから

は6点、質問させていただきます。

まず、1点目です。決算概要212ページ、保険給付事業についてです。

令和元年度の保険給付費の実績というところで、全体的な傾向というところを最初にお聞かせいただきたいと思います。まず、令和元年度の保険給付費の実績と、あと全体的な傾向を併せてお聞かせください。

二つ目です。決算概要218ページ、特定健康診査等事業というところにおきまして、以前にもお聞かせいただいておりますけど、人間ドック助成金についてでございます。これは令和元年度119万6,000円が執行されておりますけれども、改めて令和元年度の取り組みあるいは実績についてお聞かせください。

質問3でございます。決算概要218ページ、保健事業についてです。これも保健事業全般について、まずお聞きさせていただきたいと思いますが、令和元年度は各種保健事業が展開されたかと思っておりますけれども、そのベースとなるデータヘルス計画、それについて令和元年度、全般的な取り組み状況はどうであったのかというところを1回目、お聞かせください。

質問4番目です。決算概要218ページの同じく保健事業についてです。ここで、フレイル健診受診勧奨受付業務委託料というのが197万2,300円執行されております。これは、以前の予算審査に係る委員会の際にもお聞かせいただいているかとは思いますが、出張特定健診ですか、その関係であったかと認識しております。改めて出張特定健診の取り組み実績をお聞かせください。

続きまして、質問5番目、同じく218ページの保健事業です。ここの中にも服薬

適正化推進事業委託料というところで537万9,000が執行されております。これも、以前の予算審査に係る委員会の際にも少しお聞かせいただきましたけれども、改めて令和元年度の服薬適正化の取り組み実績についてお聞かせください。

最後になりますけど、質問6番目、決算概要218ページの同じく保健事業についてですけれども、一番下のほうやっただと思いますが、保健器具費というのが140万8,460円執行されておりますので、改めて購入された器具と、その内容、その用途等々についてお聞かせください。

以上、6点でございます。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員の6点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目、決算概要212ページ、決算書では26ページになろうかと思えます。保険給付費の実績についてと、あと全体的な傾向ということでのお問い合わせでございます。

まず、令和元年度の保険給付費の総額としましては66億8,631万1,037円となっており、平成30年度が67億1,175万8,605円でございますので、前年度比で99.62%と、全体としては微減となっております。令和元年度につきましては、平成30年度中にいわゆる団塊の世代の全ての方が70歳に到達したことを踏まえて、全体としては、当初は保険給付費は増加を見込んでおりました。ところが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う受診控えであろうかとは思いますが、年度末の令和2年1月以降、診療の受診控えがあったことも踏まえての微減となったものと見込んでおります。

続きまして、二つ目が同じく決算概要2

18ページ、特定健康診査等事業の人間ドック助成金についてのご質問にお答えします。

まず、令和元年度の申請件数は92件で、助成額は119万6,000円でございます。前年度の受診分が翌年8月末まで可能ですので、受診年度の内訳で見ますと、平成30年度分が11件、令和元年度分が81件となっております。

続きまして、保健事業の関係のお話で、同じく決算書30ページ、決算概要は218ページの部分で、保健事業全般についてと、データヘルス計画についてのお問い合わせであったかと思えます。

まず、データヘルス計画の進捗状況についてお答えしますと、現行は第2期のデータヘルス計画になっておりまして、経過期間が平成30年度から令和5年度までの6年間となっており、計画2年目の年に当たっております。同計画では、本市の課題でもあります腎不全、糖尿病、高血圧などの健康課題に着目した主要10事業を展開しております。特に所管の部分で申し上げますと、特定健診や若年者健診では、受診率については前年度から上昇しております。特定健診受診率は、平成30年度の30.5%から31.5%と1%上昇しております。これまで低かった若年者健診の受診率は、平成30年度の3.3%から4.1%と0.8%、僅かではありますが上昇しております。未受診者等へのはがき勧奨や電話での未受診者対策の取り組みは一定の効果を得ているものと考えております。

また、非肥満の血圧高値者あるいは血糖高値者、いわゆるメタボに引っかけられない方々なんですけれども、これらの方々に対する取り組みは、医療機関の受診率が、平

成30年度の62.5%から83.3%と約20%の上昇が見られ、健診結果の案内機会をとらえて、効果的な勧奨ができたものと考えております。

特定保健指導の実施率についても、平成30年度の43.0%から49.0%と6%上昇しているほか、糖尿病性腎症重症化予防事業では引き続き、新規人工透析の移行者はゼロとなっております。

なお、後発医薬品についてですが、ジェネリックの差額通知の取り組みにおいても、普及率は、平成30年度の75.4%から77.9%と2.5%上昇しております。これら主要指標の実績値を踏まえると、おおむね令和元年度の計画に基づく保健事業の展開は一定図られていると考えております。

続きまして、四つ目のご質問かと思えます。決算書は30ページ、決算概要は同じく218ページの保健事業におけるフレイル健診受診勧奨受付業務委託料、いわゆる出張特定健診に絡むご質問でございます。こちらに関しましては、特定健診の未受診対策の一環として、安威川以南での特定健診受診率の向上を図るために、別府コミュニティセンターと新鳥飼公民館にて、今年の2月15日及び16日に実施したものでございます。

なお、この際には虚弱予防、いわゆる今のはやりとなっておりますフレイル測定も併せて実施しました。この2日間を通じまして、合計で327名の方に特定健診を受診していただくことができて、受診率に換算しますと、約2.3%に相当するものでございます。

なお、この受付業務の委託等につきましては、健都エリアにおける移転予定の国立健康・栄養研究所が実施するフレイル測定

を特定健診と併せて実施するに当たっての委託料でございます。実績として、このフレイル測定につきましては、327名中、何と300名の方に受けていただくことができて、その中で、フレイルの保健指導を26名の方が受けられております。

続きまして、服薬適正化です。同じく決算書30ページ、決算概要218ページの服薬適正化の取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

内容としましては、摂津市薬剤師会との連携の下、60歳以上で、お薬の種類でいきますと6種類以上の薬を服薬されている方を中止の基本条件といたしまして、対象となった1,048名の方に対して服薬履歴を記載した服薬情報のお知らせと、おくすりバックというものをご送付いたしました。その後、通知等を受けられた被保険者が通知書と、もし仮にお家に残薬があった場合は、残薬をおくすりバックに入れて、おくすり手帳を持った上で、身近なお近くの薬局に行っていただくことで、薬局の薬剤師とご相談ができて、薬の飲み合わせであったりとか、不要なお薬はないかといったご相談をすることで服薬の適正化を図ったものでございます。

最終的に、実際、こういった結果が出たかといいますと、レセプトデータを追跡、分析したところ、対象者一人当たりのいわゆる長期服薬の医薬品数で0.4%、一番危惧しております重複服薬の該当者の割合で5.4%減少するという数値が出ております。そのほか、市内薬局では相談を通じて残薬調整がされたり、おくすり手帳が、最近のご高齢の方というのどうしても手帳を複数持っておられますので、それをひとまとめにさせていただくとかいった形の対応をすることで、被保険者の服薬リスク

の軽減が一定図られたと考えております。

続きまして、最後の6番目で、同じく決算書30ページ、決算概要218ページの保健器具のご質問でございます。

こちらで購入した器具の内容でございますが、まず筋力や脂肪率等を測る、いわゆる「体組成計」が1台、握力計が2台、口腔機能の状態を調べる「パタカ計測器」というものが2台、最終糖化値を測る「AGES測定器」が1台でございます。いずれも未受診者対策の一環として実施しました、先ほどご説明した安威川以南での出張特定健診時に使用したものでございます。AGES測定器、分かりにくいですが、次世代型の健康年齢の測定器と思っていただければと思うんですけれども、事前に希望された方に対しまして、特定健診とフレイル測定が終わった後に計測をしてもらい、それ以外の体組成計などの器具はフレイル測定のために使用しました。その中で、保健指導が必要かどうかを判断するための計測で利用したものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ご答弁ありがとうございます。それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

まず、一つ目の保険給付事業についてということで、令和元年度の保険給付の実績あるいは全体の傾向についてお聞かせいただきました。おおむね理解させていただきました。

ちょっと決算書等々を見ている中で、保険給付費全体について見ていたんですけれども、不用額についてでございます。見ていると、令和元年度は不用額約3億6,500万円というところでございますけれども、平成30年度を見ても1

億4,200万円というところで、約2倍程度の増加というふうになっております。この不用額ということが増加していることによる保険料への影響が気になるところでございますので、影響するのか、しないのか、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思っております。

質問の二つ目です。特定健康診査等事業につきまして、令和元年度における人間ドック助成金の実績についてお聞かせいただきました。人間ドック助成制度は、国保の広域化と併せて、平成30年度から実施されているというところで、2か年が経過しておるところですけれども、その実績を経て、全体的にどのような傾向があるのか、また特徴などがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、質問3番目です。保健事業でございます。令和元年度の全般的な取り組み状況をお聞かせいただきました。おおむね計画どおり進んでいるんじゃないかなというふうに思います。各事業の受診率であったり、いろいろと数値的に向上しているとお話をお聞かせいただきました。これらの実績も踏まえまして、現在は計画の中間年に当たるのではないかとというふうにとらえておりますけれども、そういった意味でいきますと、必要な時点で見直しも入るんだろうなというふうに思います。そのあたりの考え方について、2回目、お聞かせください。

続きまして、質問4番です。保健事業の中のフレイル健診受診勧奨受付業務委託料についてお聞かせいただきまして、委託料について、令和元年度の出張特定健診の実績についてお聞かせいただきました。2月15日、16日の2日間で327人、全体の2.3%という話でしたけれども、出

張特定健診をやられたというところがございます。実際に受けられた方々、恐らく分析等々をされているのかと思いますので、受診された方の傾向とか、あるいはそこで分かったことについてお聞かせいただきたいなと思いますし、また現状の分析をされていたらすけど、それを受けて、今後どういうふうに取り組まれるのかというところ、こちらは言える範囲のことで結構ですので、お聞かせください。

質問5番目でございます。同じく保健事業の服薬適正化推進委託料について、令和元年度の服薬適正化の取り組みについてお聞かせいただきました。重複されているところが狙いであったと思いますが、減少している等々、効果も聞かせていただきましたし、いわゆるレセプトデータからの一定の効果が現れていると理解いたしました。この服薬適正化の取り組みということにつきましても、現在2年目となります。初年度、つまり令和元年度の取り組みとこれから異なる取り組みがあればちょっとお聞かせいただきたいのと、言える範囲で、これも今後の取り組みというところをお聞かせいただきたいなと思います。

最後、6番目でございます。保健事業の保健器具費についてです。その内容と用途についてお聞かせいただきました。細かくお聞かせいただきまして、理解いたしました。これは、さきにお聞きいたしました出張特定健診、これに使用されたというところなんですけれども、せっかく購入されていますので、これらの機器について、活用方法などを考えておられましたらお聞かせください。

以上、2回目でございます。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員

の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、保険給付費の不用額についてのご質問でございます。令和元年度の不用額が増加している要因としましては、当初予算額そのものが前年度の平成30年度より3億1,000万円多かったことに加え、実際の歳出としては、先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う減少が見られたことから、結果としては2倍以上の増加となったものでございます。しかしながら、広域化における保険給付費そのものは大阪府により賄われる仕組みになっており、不用額が直接的に保険料に影響するものではございません。

続きまして、二つ目のご質問です。人間ドック助成に係る全体的な傾向のご質問でございます。令和元年度の申請者の方々の対象年齢といいますか、該当者を見ますと、平均年齢がおよそ65歳ぐらいとなっております。恐らくは企業あるいは会社を辞められた方々が定年後に国保に入られて、人間ドックを受けられたのかと考えております。比較的、継続して受けられている方が多いという認識がございます。中で、あえて特徴を申し上げますと、ご夫婦で同時受診されている方がそれなりに多くございまして、申請件数92件のうち38件、3割を超えているかと思いますが、言わば19組がご夫婦で同日に同じ機関で受診されております。費用面で見ますと、人間ドックの平均受診費用というのは、一般的に約5万7,000円程度となっておりますので、助成の一定の効果はあるのかなと考えております。

続きまして、データヘルス計画の中間年に関するご質問でございます。先ほど申し上げましたとおり、計画期間としては、ま

だ実績のほうが2年という部分しかございませんので、経年比較するにも期間が短いことから、先ほどの保健事業の取り組みそのものも新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることもございます。特に、特定健診においては個別の医療機関での受診控えが目立っておりますので、そういったことを鑑みますと、令和元年度の保健事業全体の進捗実績にも影響が出ているところです。正確な計画の評価は難しい部分もございますので、中間評価そのものは実施の予定ではございますが、計画本体そのものに関しては改定は行わず、中間評価の結果を踏まえて、各種の指標や事業の取り組み方法についての見直しの必要がある場合は、その部分に関しては評価シートを変更するなどして、進捗管理の評価をしたいと考えております。その点に関しては、柔軟かつ適切な運用を心がけたいと考えております。

その上で、事業の推進に係る即応性、実行性は担保できるとは考えておりますが、この考え方は賛否あるかと思えます。そこで、第三者である国保連合会に設置しております保健事業支援・評価委員会で、この本市の考え方が適切かどうかというご意見を賜りました。その点においてはご賛同いただき、なおかつ、本市の附属機関であります健康づくり推進協議会あるいは市の国保の運営協議会でもご説明しましたところ、ご賛同いただきましたので、この方針で中間評価の実施を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、出張特定健診の分析と今後の予定ということでございます。まず、327名の分析のほうを行いました。少し時間がかかりましたが、実際に確認しましたところ、約7割の方は前年度、いわゆる平

成30年度の特定健診を受診していないことが分かりましたので、地理的な要因もあるかと思いますが、地域に出向いての出張での特定健診に対するニーズが一定あり、かつ受診者の掘り起こしができたのではないかと考えております。

今後の予定につきましては、現状の新型コロナウイルス感染症拡大で緊急事態宣言が出されたこともありまして、全国的にも、まず令和2年度4月、5月というのは特定健診あるいは特定保健指導が中断あるいは中止されているところでございます。その影響もあってか、実は、被用者保険のほうの健康診断業務がずれ込んできているという現状がございます。そのため、前回、年度後半に出張特定健診をしましたが、いわゆる健診業界の中では、ずれ込んだ関係でどんどんスケジュールが埋まってきているということで、去年のような形で、ピンポイントで年度後半に実施できるかどうかは、正直、今のところ定かではないのが現状ではございますが、なおかつ、仮に実施できたとしても、新型コロナウイルス感染症の関係で人数に制限をかけたりといったこともございますので、実施は前向きに検討しつつ、様々な観点から考えたいと考えております。

続きまして、服薬適正化の今年度の取り組み状況といたしますか、この服薬適正化推進事業は3か年をワンセットに考えておりますので、中間年ではございますが、引き続き今年度に関しましても、薬剤師会との連携の下、コロナ禍の状況を鑑みて、昨年度よりは1か月遅れての勧奨通知の発送といたしました。8月末に1,075名の方を対象に、前回同様の服薬情報のお知らせと、少しデザインは変えまして、おくすりバッグを送付しております。

なお、今年度の他の保健事業との連動も考えまして、受診勧奨の取り組みの一環として、新たに特定健診や人間ドックの制度案内チラシも併せて同封をいたしました。今後は、年度末にかけて、レセプトデータ等を踏まえた効果検証を行ってまいりたいと考えております。

保健器具費の2回目のご質問でございます。令和元年度に購入した保健器具については、国保年金課での使用はもちろんのこと、庁内での貸し出しを想定しております。まず日常的には国保年金課の向かいに設置しています特定健診ブースというものがございますので、そこでの利用を考えております。それに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大で各種イベントを中止してはいますが、今後実施できる際には、そういったイベントでの貸し出しを想定しております。中でも、先ほど言いましたA G E s の器具が大変珍しく、実は、数年前に保健福祉課のほうで三師会からレンタルをして、イベントのオプションとして実施した経過がございます。そのときに、講演がメインだったにもかかわらず、そちらのほうのA G E s の器具に300名ほど集まってしまうということもありまして、今、この器具を使いたいですけれども、同じことが起きてしまうとちょっとまた問題もございますので、考えながらの実施はしたいと思っておりますが、いずれにせよ、イベント等においての貸し出しを検討しております。

なお、保健福祉部全体で今後、フレイル予防の観点から取り組みを進めていく上では、それ以外の器具である体組成計等も十分に活用できますし、国立健康・栄養研究所が作成しましたリーフレットで、「フレイルって何なん？」というような大変分

かりやすいリーフレットがございますので、こちらでも活用しながら、イベント等での活用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。丁寧にご答弁いただきました。3回目になりますけれども、全て要望とさせていただきます。

まず一つ目、質問1です。保険給付事業においてというところで、不用額が増加していることによる保険への影響というところお聞かせいただきまして、ちょっと心配しておりましたけれども、保険料に直接的に影響することではないというところのご答弁だったと思います。安心いたしました。

これ、仮に広域化前でしたら、市単独の財政のやりくりになるというところできますと、歳入の保険料の設定に関わってくるものであったのではないかなというふうに理解いたします。とはいえ、大阪府が全体で保険給付費そのものを下げていく努力は必要なのではないかなというふうに思いますので、引き続き医療費適正化あるいは保健事業の展開など、しっかりと取り組んでいただければと考えますので、よろしく願いいたします。これは要望とさせていただきます。

二つ目に、特定健康診査等事業においてというところで、人間ドック助成金の全般的な傾向についてお聞かせいただきました。ご夫婦で同時受診されている方が多い、38件というところで、ちょっと微笑ましいなというふうに思いますけれども、ご一緒に外出される機会というところできますと、いい傾向なんじゃないかなという



ふうにとらえました。

現在はコロナ禍ということもございまずので、健診を控える方もおられるかと思ひますけれども、疾病の早期発見あるいは重症化予防の観点からは、特定健診と並んで、この人間ドック助成制度の推進も非常に重要であると私は考えております。今年度は助成額が上限2万6,000円に拡充されているというところもございまずるので、引き続き、より多くの被保険者の方々の受診を促す取り組みを進めていただけたらと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。これも要望です。

続きまして、質問3でございまず。保健事業についてというところで、計画の中間に当たっての考え方についてお聞かせいただきました。いろいろな機関からの賛同も得られているということで、このままの方針でいくというご答弁だったかと思ひます。これもコロナ禍ということがあっても、被保険者の健康を守る取り組みは待たなしてございまずし、ご答弁いただいた方向性で間違ひないというふうなご答弁だったと思ひますので、しっかりと計画を進めていただきまして、中間評価の結果とか、あるいは進捗状況についても今後しっかりと周知いただければなというふうに思ひます。

また、現行計画にある地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みというところについての規定があったかと思ひます。例えば高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みとか、あるいは国保と後期高齢者の保健事業の接続等々の取り組みなど、ぜひいろいろ柔軟に対応いただければというふうに考えますので、これもよろしくお願ひいたします。これも要望といたします。

続きまして、質問四つ目でございまず。保健事業の出張特定健診についてというところで、受診者の分析結果と今後の取り組みについてお聞かせいただきました。しっかりと時間をかけて分析されているということで、受診者の7割が前年度、特定健診未受診者であったというところで、ちょっと驚きましたけれども、効果がある取り組みであったと理解いたしました。

この特定健診の受診率は、大阪府や本市で、全国的に見れば決して高くございまずせんが、先ほどご答弁ありましたが、国で掲げています全国目標値、これはたしか2023年度で特定健診率70%というふうに掲げられていたかと思ひますけれども、それに対しては、程遠い現状かと認識しております。

お聞かせいただきました出張特定健診の効果も認められていますし、これからもいろいろと工夫しながら、ぜひ受診率向上に向けて取り組んでいただければと思ひます。これも要望としております。

質問5番目にいきまふ。保健事業の服薬適正化についてでございまず。今年度の取り組みについてお聞かせいただきました。新たに受診勧奨のチラシの同封とか再勧奨、あるいは袋のデザインを変えているというご答弁でありまして、それを予定しているんだなというふうに理解いたしました。これも、先ほども申し上げましたが、今年度は2年目の取り組みとなりますので、年度の実績と比較検証ができるように取り組んでいただきたいと思ひますし、これも医療費適正化という観点からも、ぜひ薬剤師会とも知恵を出し合いながら、効果的な取り組みになるよう、今後も展開いただきたいと思ひます。これも要望としておきます。

最後、質問6になります。保健事業の保健器具費について、これの活用方法についてお聞かせいただきました。AGEsが非常に人気であったというようなご答弁もありましたけれども、今、コロナ禍でございますけど、ぜひこれからも有効に活用いただければと思います。

また、フレイル予防という観点から申しますと、先ほどご答弁にもございましたけれども、国立健康・栄養研究所と引き続き連携いただきたいと思っておりますし、国保年金課としても、例えば保健福祉部各課と連携というところも重要だと思っておりますし、効率的にフレイル予防の取り組みも進めていきたいと思っておりますので、ぜひお願いいたします。これも要望といたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。  
○渡辺慎吾委員長 本日はこれで散会します。

(午後4時33分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 渡辺 慎吾

民生常任委員 水谷 毅